

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十二号

昭和三十三年三月十六日(月曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理 理事永田 亮一君
理事田川 誠一君 理事渡海元三郎君
理事中島 茂喜君 理事藤田 義光君
理事川村 繼義君 理事佐野 憲治君
理事安井 吉典君
大石 八治君 龜岡 高夫君
久保田円次君 武市 恭信君
登坂重次郎君 村山 達雄君
森下 元晴君 山崎 巖君
秋山 徳雄君 阪上安太郎君
重盛 寿治君 千葉 七郎君
華山 親義君 門司 亮君

出席政府委員

自治事務官 官澤 弘君
(大臣官房参事)
自治事務官 柴田 護君
(財政局長)
自治事務官 細郷 道一君
(税務局長)
委員外の出席者
自治事務官 岡田 純夫君
(財政局財政課長)
自治事務官 佐々木喜久治君
(税務局府県税課長)
自治事務官 森岡 敬君
(税務局市町村税課長)
自治事務官 石川 一郎君
(税務局固定資産税課長)
参事 松隈 秀雄君
(税制調査会委員)

参事 小西 欣弥君
(全国町村会政務調査会財政部会長)

参事 満川 元親君
(全国農業会議所農政部長)
参事 森 昌也君
(全国市長会財政分科会副委員長)

三月十三日

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(参議院送付)

同月十六日

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)
市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第一一〇号)

○永田委員長代理 これより會議を開きます。

委員長所用のため、委員長の指名により私が委員長の職務を行ないます。地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に

係る財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

本日は、両案について参考人として、お手元に配付いたしてあります。午前、午前は松隈秀雄君、午後は小西欣弥君、満川元親君及び森昌也君の御出席を求め、それぞれ意見を聴取することにいたしました。

この際一言ごあいさつ申し上げます。松隈参考人には、御多忙中にもかかわらず、当委員会の法律案審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案について、御意見をお述べ願うとともに、税制調査会委員として今回の税制改正に関する臨時答申の起草に当たられましたので、その間における問題点、論議等についてお述べ願えれば幸いに存じます。

それでは松隈参考人。

○松隈参考人 ただいま御紹介を受けました松隈であります。税制調査会の委員をいたしておりますので、税制調査会の審議の経過を申し上げ、なお私の個人的な意見もつけ加えて、いささかでも両法案の審議の御参考にしていただければと思次第でございます。

税制調査会は、御承知のとおり三十七年の八月に発足いたしました。国、地方を通じて審議の根本的な改正を目ざして審議を継続中であります。またまた審議の途中におきまして、昭

和三十三年度及び今回の昭和三十三年度の税制改正についての臨時答申をいたしておりますが、これは、税制調査会の本来の仕事からいへば、つけ足しともいふべきものではないかと思うのであります。臨時答申という表現を使っておることによってもおわかりになると思うのでございます。

三十三年度の税制改正案を審議するにあたりまして第一に問題となりましては、減税の規模であります。税の自然増収も相当多いことでもありますが、この際大幅な減税を中心とした税制改正案を立案しようということになりました。国税において平年度約千五百億円、地方税におきまして平年度約八百億円、合計いたしまして約二千三百億円にのぼる減税案を立案した次第でございます。減税の規模といたしましては、最近においては最も大幅な減税額であると思うのであります。

税制改正の基本方針といたしましては、すでに御承知と思うのであります。三本の柱を立てまして、第一は所得税の減税を行なう。これは物価その他の事情に顧みまして、中小所得者の負担が特に過重と認められますので、その是正を中心といたしました改正案を立案しております。次に、新しい経済情勢、すなわち開放経済に向かいます。わが国の経済に対応いたします。企業税の減税を取り上げております。三番目といたしましては、住民税の負担の不均衡を是正することにいたしましたのでございます。これは、所得税

の減税もあり得るけれども、見方によりますると、所得税の負担の不均衡以上に住民税において負担の不均衡はなほだしい。住民税は、もとより能力に應ずる課税のほかに、地方住民としての応益的な課税があります。ある程度負担の不均衡があってもやむを得ない、こういうふうにも見られますが、その程度が相当過度になつておる。ことに遺憾な点は、市町村の施設がよろしくて負担が重いといふことであらば、これはある意味でそれだけの利益を受けておるのですから、応益的にがまんできるかもしれませんが、現状におきましては、むしろ財政が貧弱で施設が悪い、そういうところがあつて住民税が高い、こういうことになつております。この際住民税の負担の不均衡を取り上げることは、負担の均衡を得せしめる、こういう見地はもちろんです。見方によっては地域格差を是正するという政府の方針にも合うことであらうと存じます。で、こういう点が取り上げられたわけでございます。

以上を概括した点でございますが、今日は地方税に関する両法律案の審議でありますので、地方税の改正を税制調査会でどういう取り上げ方をしたかという点について説明を申し上げます。第一は市町村民税であります。「市町村民税については、市町村を異にするににより、その税負担に著しい不均衡を生ずることとなつて、現状にかんがみ、この際、二年度間で負担の

不均衡を是正する措置を講ずる。その方法としては、課税方式を本文方式に統一することを主眼とし、あわせて、将来著しい超過課税が発生しないように措置しつつ、現行の準拠税率を標準税率に改める方向で合理化を図る。こういう答申になっております。税制調査会で議論をした際に、本文方式に統一をするというのを一挙にやるか、あるいは超過課税のはなしだしいのをあわせて是正するかという点についてはいろいろ意見が出たのであります。調査会としては、本文方式に統一するほうが主眼であるけれども、特に著しい超過課税のある向きはそれと直すようにして、二カ年で不均衡を是正するように、こういう趣旨の答申でありました。政府が実際に法律案として提案いたしましたのは、御承知のとおり、三十九年度でただし書き方式の市町村につきまして扶養控除を所得控除方式にするというのを中心に不均衡の是正を行ないまして、超過課税になっておる点の是正、すなわち準拠税率を標準税率に直すということに四十年に見送られております。これは、本文方式に一挙に統一するということになると、三十九年度で二百四十億円の財源を要するということになりまして、超過課税を四十年に訂正することに直した場合は、本文方式に統一するについても段階的に実施しようとしたこととあります。大体において税制調査会の答申が認められておると言つてよいと思つてあります。

その下記の措置というものは、現行の固定資産税の税収の総額に著しい変動を与えないということ。税率は据え置くとのこと。それから農地を除く土地については、課税標準の特例を設けるということ、さらに激増しんしゃくの措置、この二段的な方法を講ずることとしてどうか、こういう意見であります。激増しんしゃくにつきましては、昭和三十八年度に対し三割増しを限度とするということにいたしております。農地につきましては、農地の性質に顧みまして前年度と同額とする。それから都市計画税についても、固定資産税と同様の調整を講ずる、こういう答申をいたしました。政府原案によりまして、課税標準の特例を設けるといふことはいたしておりません、激増しんしゃくにつきましては、税制調査会の答申よりもさらに激増を緩和する趣旨をもつて、三十八年度の負担に對して、農地を除いた土地を、二割増し程度にしておりますので、この点は税制調査会の答申との間に開きはありますけれども、国民負担の軽減に力を入れている、こういうわけでありまして、異存はないことと思つてあります。

次に、電気ガス税につきましては、「性格その他将来検討を要する問題が残っているが、さしあたり一割の軽減をはかることとする。」という答申であります。

あります。これも政府原案において認められております。次に、法人事業税については「中小法人の負担の軽減をはかるため、法人事業税の税率を所得百五十万円以下六割、所得百五十万円超三百万円以下九割に引き下げる。」という答申をいたしました。これはそのまま認められております。

次に、「住宅建設促進のための措置」につきましては「住宅建設の促進に資するため、不動産取得税、固定資産税につき所要の軽減措置を講ずる。」という答申をいたしております。詳しいことは政府が立法の際に十分考慮するところと致しまして、提案になっておるところと致しまして、大體において税制調査会の希望するところと合致しているものと認めることができます。

次に、「軽油引取税」につきましては、「軽油引取税の増徴については、軽油を使用する自動車の運賃に対する影響等を考慮しつつ、道路整備計画及び揮発油課税の増徴の状況に応じて慎重に検討するものとする。」これにつきましては、増徴すべきである、こういう意見と、増徴は物価等に及ぼす影響等を考慮して見送るべきだ、こういう意見とございまして、答申としては非常にばく然とした形になりました。慎重に検討するものとする。「こういうことになっておるのであります。」「これを預けたというふうな答申になっておるを見ます」と、税率を二〇〇〇引き上げておるのであります。これは、要するに道路整備計画の実施とその規模、それから一般財源でどれだけ補てんできるか、こういうにらみ合いの結果ここにきまつたものではないかと思つてあります。

「その他」といたしまして「外人に対する料理飲食等消費税の非課税措置を復活すべきであるとする論もあるが、同税の性格、非課税措置を廃止した経緯にかんがみ、その復活は適当でない」と考へる。」「という答申をいたしておるのであります。この点につきましては、政府原案によりまして、この宿泊に對しては免税する、こういう提案になっておりますが、この点は、税制調査会の考え方と相反している、こういう気がいたします。

次に、「国際収支の改善に資するため特別とん税の税率を引き上げることとし、これに伴い、当分の間、外航船舶に對する固定資産税を免除する。」これは答申のとおりであります。

それから「事業税の課税に当たっては、国税における輸出振興のための特別措置は、従来の例に準ずることとする。この点については、輸出振興のために地方団体もある程度協力すべきである、こういう意見と、それから、従来租税特別措置については、地方税においてはこれを遮断してきておる、こういうことが従来の例であるからして、依然として従来どおりにすべきである、こういう論とありまして、答申は「従来の例に準ずることとする。」「という答申に落ちついたわけでありまして、今回政府の提案をしておりますところによりまして、従来の例によつておりますけれども、特別なものにつきましては、新しく地方でもこれを受け

入れる、こういう形になっておると思つてあります。すなわち国税における輸出特別措置のうち、中小企業海外市場開拓準備金及び海外投資損失準備金については、従来どおり事業税の所得の計算上国税の例によらないものとすることになっておりますが、輸出特別償却についてはこれを国税と別の方法をとるというところは、納税者の帳簿計算等において非常に複雑になるので、その点は事業税においても国税の計算の計算例による、こういうことになっておるのであります。

なお、そのほか税制調査会の答申と政府原案との間において多少の食い違いのあるものがございまして、住民税において、障害者等に對する非課税範囲を年所得二十万円に引き上げた。これは現行十八万円を二万円引き上げておるのであります。それから個人事業税におきまして、事業主の控除を現在の二十万円から二十二万円に、これも二万円引き上げております。それから不動産取得税の免税点の引き上げを行なつておる。それから事業税、不動産取得税、固定資産税及び電気ガス税の非課税措置または課税標準の特例につきまして、現行規定との均衡等を考慮しつつある程度の改正を行なつておりますが、これらは比較的小さい問題といふことも言えます。この程度の配慮は、政府が行なうのであれば、税制調査会としても特に異論はないことと思つてあります。

最後に財源措置につきましては、税制調査会においても議論がございまして、住民税及び電気ガス税の減収については全額国が補てんすべきである、こういう議論と、いや、地方団体

不均衡を是正する措置を講ずる。その方法としては、課税方式を本文方式に統一することを主眼とし、あわせて、将来著しい超過課税が発生しないように措置しつつ、現行の準拠税率を標準税率に改める方向で合理化を図る。こういう答申になっております。税制調査会で議論をした際に、本文方式に統一をするというのを一挙にやるか、あるいは超過課税のはなしだしいのをあわせて是正するかという点についてはいろいろ意見が出たのであります。調査会としては、本文方式に統一するほうが主眼であるけれども、特に著しい超過課税のある向きはそれと直すようにして、二カ年で不均衡を是正するように、こういう趣旨の答申でありました。政府が実際に法律案として提案いたしましたのは、御承知のとおり、三十九年度でただし書き方式の市町村につきまして扶養控除を所得控除方式にするというのを中心に不均衡の是正を行ないまして、超過課税になっておる点の是正、すなわち準拠税率を標準税率に直すということに四十年に見送られております。これは、本文方式に一挙に統一するということになると、三十九年度で二百四十億円の財源を要するということになりまして、超過課税を四十年に訂正することに直した場合は、本文方式に統一するについても段階的に実施しようとしたこととあります。大体において税制調査会の答申が認められておると言つてよいと思つてあります。

次に、電気ガス税につきましては、「性格その他将来検討を要する問題が残っているが、さしあたり一割の軽減をはかることとする。」という答申であります。

あります。これも政府原案において認められております。次に、法人事業税については「中小法人の負担の軽減をはかるため、法人事業税の税率を所得百五十万円以下六割、所得百五十万円超三百万円以下九割に引き下げる。」という答申をいたしました。これはそのまま認められております。

次に、「住宅建設促進のための措置」につきましては「住宅建設の促進に資するため、不動産取得税、固定資産税につき所要の軽減措置を講ずる。」という答申をいたしております。詳しいことは政府が立法の際に十分考慮するところと致しまして、提案になっておるところと致しまして、大體において税制調査会の希望するところと合致しているものと認めることができます。

次に、「軽油引取税」につきましては、「軽油引取税の増徴については、軽油を使用する自動車の運賃に対する影響等を考慮しつつ、道路整備計画及び揮発油課税の増徴の状況に応じて慎重に検討するものとする。」これにつきましては、増徴すべきである、こういう意見と、増徴は物価等に及ぼす影響等を考慮して見送るべきだ、こういう意見とございまして、答申としては非常にばく然とした形になりました。慎重に検討するものとする。「こういうことになっておるのであります。」「これを預けたというふうな答申になっておるを見ます」と、税率を二〇〇〇引き上げておるのであります。これは、要するに道路整備計画の実施とその規模、それから一般財源でどれだけ補てんできるか、こういうにらみ合いの結果ここにきまつたものではないかと思つてあります。

「その他」といたしまして「外人に対する料理飲食等消費税の非課税措置を復活すべきであるとする論もあるが、同税の性格、非課税措置を廃止した経緯にかんがみ、その復活は適当でない」と考へる。」「という答申をいたしておるのであります。この点につきましては、政府原案によりまして、この宿泊に對しては免税する、こういう提案になっておりますが、この点は、税制調査会の考え方と相反している、こういう気がいたします。

次に、「国際収支の改善に資するため特別とん税の税率を引き上げることとし、これに伴い、当分の間、外航船舶に對する固定資産税を免除する。」これは答申のとおりであります。

それから「事業税の課税に当たっては、国税における輸出振興のための特別措置は、従来の例に準ずることとする。この点については、輸出振興のために地方団体もある程度協力すべきである、こういう意見と、それから、従来租税特別措置については、地方税においてはこれを遮断してきておる、こういうことが従来の例であるからして、依然として従来どおりにすべきである、こういう論とありまして、答申は「従来の例に準ずることとする。」「という答申に落ちついたわけでありまして、今回政府の提案をしておりますところによりまして、従来の例によつておりますけれども、特別なものにつきましては、新しく地方でもこれを受け

においても相当の自然増収もあることであるから、全額の補てんは行き過ぎである、こういうような議論が出ました。税制調査会といたしましては、主として税制を調査しておるのでありまして、財政面についての調査は必ずしも行き届いておりません。したがって、地方団体におきまして自然増収があるといえども、一方において歳出の当然増もあるでしょうし、また新規財政需要もあるでしょうから、補てんをどの程度にすべきかということについては、これは責任をもって答申をするには困難である。地方団体のうち、都道府県に及ぼす影響は比較的小さいが、市町村財政に及ぼす影響はかなり大きいと思う。そこで「住民税及び電気ガス税の減収については、市町村財政の実態に即し、別途所要の財源措置をとるものとする。」という答申にいたしましたのであります。これは、いま申し上げましたように、税制調査会の性格、その審議の状況からいって、こう書くよりはか方法がなかったわけでありませう。その後、政府におきましては財源補てんの措置をとられまして、電気ガス税の補てんのために、たばこ消費税の税率を一・六%引き上げて、一三・四であったものが一五になるということになっております。し、それから住民税の補てんにつきましては地方債を認めて、その償還財源としては、三分の二は国が一般会計で負担する。残りの三分の一については、地方交付税の財政需要に見るといふことで話がまとまって国会に提案されております。調査会としては、話がまとまったものであればそれでけっこう

である、かように存じておるのでございます。以上、きわめて簡単ではございますが、今回の地方税の改正及びその財源補てんに関する両法案に對しまして、税制調査会の審議の経過と多少私の意見をつけ加えて報告を申し上げますれば、それにお答えを申し上げたいと思ひます。

○永田委員長代理 以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。質疑の通告がありますので、順次これを許します。川村義典君。

○川村委員 松隈さんには、きょうはたいへん御苦労さまでございます。税制調査会の審議の経過、御意見等をいただきましてありがとうございます。私は、まず最初に、税制調査会の答申に基づいて二、三お伺いをいたしておきたいと思ひます。

第一は、最後にお述べになりました今回の減税政策に基づく財源補てんの問題でございますが、住民税の減税に對しては、地方債を起してこれで補てんをしていこうという方法がとられたのであります。電気ガス税の減税については、たばこ消費税率の引き上げで補てんをしていこうという方法をとられたのであります。住民税の減税の補てんについて、今回のような財源補てんの方法を税制調査会としては妥当な方法であるとお考えになっておりますか。あるいは今回のような、赤字債とよく指摘されるような方法で財源補てんをするということがいいことかどうか、いろいろお考えなさっておると思ひますので、その点をまずお聞かせをいただきたいと思ひます。私たちが

は、これまで地方の市町村が何れも好んでたし書き方式を大量に採用し、何も好んで超過課税をやっておったとは思ひません。やはり市町村は、それぞれの住民の負担を十分考慮しておると思ひます。しかし、今日の地方団体の要求いたします財政需要を満たすにはどうしてもたし書き方式、超過課税の方法をとらなければならぬ行政水準の維持向上に資することができないというような立場であるような方法をとってきたと思ひます。これがいけない、こういう不均衡は是正しなければならぬということではもう世論でございまして、今日のこのような本文方式に統一するという方法が答申され、政府もその方法をとったのであります。そうすると、これからいろいろと地方団体が要求いたします財政需要を満たしていくのにはたいへんな問題が起こってくる。そのような政策をとる以上、政府がその財源を見てやるということとは当然のことだと思ひます。大蔵省で言われるように、地方の団体が今日では非常に税収も伸びた、補てんをする必要はないとか、いろいろな議論も出ておったやうであります。それは私はいけなかつと思ひますが、まあどうにか地方債をもって補てんをするという方法がとられました。が、実はやはり別途の財源付与の方法で財源補てんをすべきではなかったか、私たちはこういうふうに考えておるのでありますけれども、税制調査会のほうのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○松隈参考人 税制調査会といたしましては、国と地方団体との間の税源の再配分というよりなものを根本的に検討をいたしておりますが、これはなかなかむずかしい問題であるという点もありまして、まだその結論を得ておりません。そういう段階での臨時答申であります関係上もありまして、この際住民税の相当大幅な軽減をいたした場合には、いかなる財源をもってこれを補てんすべきかという答申をするのは無理である、かように考えた点の一つであるのと、それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、地方団体で減税によって財源を失うけれども、その地方団体の状況は非常に区々である、一方においてある程度の自然増収のあるところもあるだろうし、ところがそういうものに非常に恵まれない団体もある、したがって、これをどう措置すべきか、臨時の措置として措置するにについても、地方財政全体を審議してない段階において意見を言うことは行き過ぎである、こういう観点から、市町村の財政の実態に即して、必要であればたばこ消費税を回すというやうな方法を考へてもよろしいし、あるいは地方債による補てん等で臨時的な措置をとることもよろしい。こういう広い意味を含めた答申をした、かように考えおります。

○川村委員 税制調査会のお立場としてのお考えはわかったわけでありませうが、これにはやはりいろいろその後の問題が残るのではないかと考えますので、税制調査会としても、やはり答申をお出しただくときにはある点明確な答申を出していただくように私はお願いをしておきたい。

今回の地方税に関する答申にいたしても、失礼なことを申し上げるやうであります。たいへん抽象的な部分が多くて、もう少し何とか具体的に

分が多くて、もう少し何とか具体的に示していただくような答申が必要ではないかと思つておりますので、お尋ねをしたわけでありませうけれども、いま一つ財源補てんの問題で、たばこ消費税の補てんの問題であります。電気ガス税の今回の一%の軽減に伴つて大体七十一億七千万円ばかりの減税があるやうであります。ところがたばこ消費税の税率の引き上げによりまして補てんされるものは六十五億八千万円ばかりでありますから、これは十分満たしていない。これにはいろいろありましようけれども、私はこれにもひとつ疑問を持てているわけです。ということは、電気ガス税の軽減を補てんするにたばこ消費税をもつて充てる、これも一つの方法であると思ひます。しかし、この方法は、各市町村、地方団体にいろいろの問題をやはり個々別々に投げかける問題ではないか、均一に考えられない問題が残っているというところ、今日までのこのたばこ消費税の伸び方と電気ガス税の伸び方を考へてみると、これはまあどうにかつづまが合つたとしても、来年、再来年と年を経るごとに大きな問題が出てくるのではないかと。私の手元にあります資料がはたして正確かどうかわかりませんが、昭和三十一年度から考へてみても、その伸長率は電気ガス税においては二・三%、たばこ消費税においては二・八%といわれております。そうすると、たばこ消費税を引き上げてことしはつじつまがあつたといつても、実際はつじつまが合っていない数字でありますけれども、まあどうにかつづまがあつたとしても、来年、再来年となるとこれはずいぶん大

きな問題を残す、つまり市町村の財政にそれだけ大きな影響を与える結果をもたらすのではないか、そういうことを考えると、やはりこの際思い切つていまだ少し高目にたばこの消費税率を引き上げて補てんをしてやる必要があるのではなかったか、こういう考え方を持っておるのでございますけれども、松隈参考人の御意見をひとつお聞かせ置きたいださうと思つておられます。

○松隈参考人 たばこ消費税をもつて電気ガス税の減収を補てんするのでありますが、三千に及ぶ市町村に対して補てんのしかたとして消費税率を市町村別にきめることができないとすれば、やはり腰だめと申しますか、平均的なところできめざるを得ないのではないかと、かように存するのであります。どういふ計算によつて一・六引き上げれば平均的な埋め方ができることになったかというところは、立案の当局でありますので私承知いたしておりませんが、考え方は、まあ平均的なところで補てんができるという率を盛るほかにないかと思つておられます。

それから、お話がありましたように、電気ガス税の伸長率とたばこ消費税の伸長率では、電気ガス税の伸長率が高いことは確かであります。将来電気ガス税をどうするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、税制調査会としてはむしろ本年の一年だけでなく、明年以降も一割ずつぐらゐ減らしていきたい、こういう考えが強いようでありまして、電気ガス税については、三十九年度の改正で安定したものとは見ておりませんが、したがつて今後にも検討する、こう

いう問題が出てまいりますので、その際、財源補てんについては、ただいまお述べになつたような御意見も参酌されて考えられるのではないかと、この気持はいたしておきます。

○川村委員 税制調査会では、いまの電気ガス税について「性格その他将来検討を要する問題が残っているが、さしあたり一割の軽減をはかることとする」という答申が出されておられます。いまお話を承りますと、将来ともやはり軽減の方向にお考えが向いておられるのでありますが、こゝでまああえてお尋ねをしておきたいと思つておられますが、この電気ガス税については、税制調査会はその性格からして、一体これは大衆課税であるからいまだのようなあり方はいけないというふうな考えなのか、一つのやはり所得課税というふうなあり方で課税がなされておられるとお考えになっておられるのか、将来軽減をするというその基本的なお考えはどこにお求めになっておられるか、お聞かせをいただきたいのが一つであります。

それから、この際私は電気ガス税、特に電気税の電気消費量、それから非課税品目の範囲、さらに非課税となつておる品目の消費しておる電気量、それを電気料金に見積もつた場合に、どれくらい割合を示しておられるか、それが税金として見積もる場合に、どういふウェイトを占めておられるか、実はいろいろとお聞かせいただきたいのでございまして、参考人のほうではいまだその資料があるいはお手元にないかと存じます。もしもございしたら、そういう点をお聞かせいただく、ございせんでしたら、また後刻当局にでもお尋ねをしたいと思つておられます。

○松隈参考人 御承知のとおり、税制調査会の委員は二十五名であるかと思つておられますが、いろいろな立場の人がおられます。したがつて、電気ガス税については、廃止論者もおられ、存続論者もある、その中間に、税率を漸次軽減していくべきである、こういう論者もありまして、いまのところまだ結論を得るに至つておりません。したがつて、断定的のことを申し上げにくいのであります。そこで、いままでの電気と、多少私の私見を加えて申し上げるほかにないかと思つておられます。いままでの空気といたしましては、空気ガス税は、消費税としては必ずしも性質のいい消費税とは思つておられない、こういう意見は相当強いのであります。御承知のとおり、電気ガス税を起こしたというものは、これは戦時中の立法でありまして、戦時中電気ガスを節約して国策に協力する、こういうような意味から認められた税であります。したがつて、これは私見になりますが、もしこれが国税として統一しておれば、私は、今日電気ガス税は存立しない、こう言つてもいいと思つておられますが、ただいま地方税であ

り、しかもそれが市町村民税であるというところに、この税の取り扱いが非常にむづかしくなつてきていると思つておられます。そこで、戦時立法であり、消費税として必ずしも全般的な賛成を得られない消費税であるから、できるだけこれを軽減していくという方向に向かうべきだということも多数説になつておると思つておられます。それが従来機会あるごとに、電気ガス税は軽減すべきである、財源があれば二割も三割も軽減してもいいけれども、財源とのならみ合いにおいて一割程度の軽減をする、こういうことを臨時答申としてやつておられるわけでありまして、しかし、いづれにしても、やがて基本的な問題としての答申というものをなさなければならぬ時期にまいりわけでありまして、その際にどういふ結論が出るかということ、実は私も予断ができないのであります。したがつて、これから先は一個人の私見になつておるものであります。私は、電気ガス税はできれば全廃したいと思つておられるけれども、現在の市町村財政の実情からいってそれは無理である、それから全廃した場合に、財源の補てんが、先ほどお述べになりましたように、うまくいくかどうかということ、現在のようないくらかの税率であるから問題が起こるのであるが、これをかりに五割程度まで下げた状態において考えれば、存立の理由というものが何らかの理由から説明できるのではなからうかという気がするわけでありまして、それは、すでに御承知のとおり、今回の住民税の改正によりまして、地方団体がとつておる住民税は相当減収にな

ります。そうすると、将来地方団体が自己財源を充実しようという場合に何があるかということになつてくると、非常に困難する。一つの方法としては、住民税の均等割りを増すというふうなことも考えられるのではないかと、このことです。現に四十年以降は標準税率に改正されて、超過課税もその一・五倍以上は許されないと、こういうことになつてくると、均等割りでも上げるよりはか普通のな庶民的な税金というものがなれないということになると思つておられます。そういう場合に、かりに均等割りを上げるくらいならば、私は住民税の欠陥を補つて完的な意味において電気ガス税を残しておけば、まだこれのほうが、先ほどお話をあつたある意味での所得課税、能力に応じて電気ガスの消費をされているという面がうかがわれますから、そういう意味で電気ガス税を全廃しないのであります。しかし、負担が重いと税の性質上なお弊害が出るから、負担は百分の五程度にするというところが一つの考え方じやなからうかと思つておられます。そういう考え方とあわせて考えたときに、私は産業用の電気ガス税というものは全廃するのがいいのじやないか。産業用の電気ガスはコストに当たるものでありまして、コストに対して税がかかるということ、これは税の性質上おもしろくない、かように考えるのであります。ただし電気ガス税の非課税の品目をどの程度順を追つて整理していくかということ、これは、やはり一挙には全廃ということにいかないもので、ある程度順を追つての仕事であると思つておられます。今回非課税範囲を拡大したり、あるいは新たに綿紡なんかについて二割というよ

り、しかもそれが市町村民税であるというところに、この税の取り扱いが非常にむづかしくなつてきていると思つておられます。そこで、戦時立法であり、消費税として必ずしも全般的な賛成を得られない消費税であるから、できるだけこれを軽減していくという方向に向かうべきだということも多数説になつておると思つておられます。それが従来機会あるごとに、電気ガス税は軽減すべきである、財源があれば二割も三割も軽減してもいいけれども、財源とのならみ合いにおいて一割程度の軽減をする、こういうことを臨時答申としてやつておられるわけでありまして、しかし、いづれにしても、やがて基本的な問題としての答申というものをなさなければならぬ時期にまいりわけでありまして、その際にどういふ結論が出るかということ、実は私も予断ができないのであります。したがつて、これから先は一個人の私見になつておるものであります。私は、電気ガス税はできれば全廃したいと思つておられるけれども、現在の市町村財政の実情からいってそれは無理である、それから全廃した場合に、財源の補てんが、先ほどお述べになりましたように、うまくいくかどうかということ、現在のようないくらかの税率であるから問題が起こるのであるが、これをかりに五割程度まで下げた状態において考えれば、存立の理由というものが何らかの理由から説明できるのではなからうかという気がするわけでありまして、それは、すでに御承知のとおり、今回の住民税の改正によりまして、地方団体がとつておる住民税は相当減収にな

○川村委員 お願ひいたしておきたいことは、電気ガス税についても次の調査会の答申中においては十分御検討いただきまして、いまだしく明確にいたしません。お話のような点をお示しいただくことをお願ひしたいと思います。

それにいたしましたとしても、問題はやはり残ると思います。いま最後のおことばにありましたように、非課税の問題でございますけれども、これは実はこの際実際の資料に基づいてお聞きすればいいのでありますけれども、それは時間もございませんから省きますが、要するに非課税品目の問題を考へても、非課税品目が使用しております電力量というものは相当大きいと私は思っています。おそらく電力総使用量の半分です。以上ではないかと見ております。こういう計数については後刻当局にお尋ねして確かめてみたいと思います。

そこで、そういう状態でありますから、もしもこの非課税の電力使用量の料金を推定してみるならば、これまた膨大なものになると思うのであります。これも、おそらく電力料金の見込みの三〇%以上のものが非課税品目の関係になってくるのではないか。これは、申し上げるまでもないことでありますけれども、昭和二十三年以来、この非課税品目は、基礎資財、新規製品の製造または採掘に使用する電気について、いわゆるお話のような原料課税となることを避けたということで設定されたものでありますけれども、今日ではその非課税品目が追加されてま

ておない。住民税所得については完全に遮断をされて住民税の確保がはかられておりますけれども、企業関係の住民税、あるいは法人事業税等においては遮断がなされていないと私は思うのであります。これは一体このままでよろしいのか、この点について、ひとつ税制調査会のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。というのは、申し上げるまでもございませんが、資料によりまして、国税、地方税の負担が国民総所得に比べて今年は二二・五%であります、ずいぶん高い率を占めておる。しかも、地方税は大体年々高まってくるような状況にあるようであります。そういうような点等を考えると、私たちの所得割りというこの住民税の負担は、これまでも相当高くありましたけれども、今度の本文方式にかりに来年統一されるといたしまして、やはり相当の負担になるのではないかと、いうようなことを考えるわけでありますから、いまお尋ねいたしておりますように、所得割りにおけるところの一般の遮断の問題と、企業関係の税金を遮断されておらないというこういう問題について、税制調査会のほうでは

そこでいま一つ、先ほどお尋ねしました補てんの問題につきまして、いま電氣のことをちょっとお尋ねいたしますが、住民税については、先般の改

どのような御検討をなさっておられるか、あるいはどういう御見解をお持ちであるか、それをこの際お聞かせいただきたいと思つてあります。

正によりまして、国税の所得税課税方式に右へならえておったところの方式を遮断いたしまして、本文方式、ただし書き方式というものがつくられだした。ところが法人税、法人事業税等、こういうような企業課税等について

○松隈参考人 所得割りの場合においては、国税から遮断する方式に改められたことは御指摘のとおりであります。地方団体が独立課税権を持つておるというたてまえからして、それが一つの行き方であると思っております。

は、住民税の中においても法人事業税
の中においても国税との遮断がなされ

企業課税におきましても、原則は独立課税というたてまえをとりますからし

てことに国税においてとられた各種租税特別措置等につきましては、これを遮断することは認されると思ひ、現に原則はそうなっておりますのであります。したがひまして、先ほども申し上げましたように、今回新しく設けられました海外市場開拓準備金とか、あるいは中小企業の市場開拓準備金、さらに海外投資の損失補てんの準備金というようなものは遮断をするということになっておるわけでありませう。ただ先ほども例外があると申し上げたのは、輸出特別償却の場合であります。これ

は、輸出をいたしますと、その割合に応じて普通償却以上に割増し償却が認められるのでありますが、その点を遮断するというになりますと、国の法人税の減価償却を計算したほかに、

法人事業税のための減価償却をまた計算しなければならぬ、これは、減価償却の対象範囲の広い企業にとりましてはなかなかめんどろなことであり、そこに事務費もよけいかり、非効率である。

る、こういうようなことがありまして、その点は、一つは納税者の便宜を考へる、一つは輸出振興にも資することでもあるから、こういう理由で例外が設けられたのではないか、かように

思っております、この辺につきましては、税制調査会としては特に異論はない、かように私は見ております。

○川村委員　時間もございませんから、御意見を承っておきまして、いろ

税制調査会の答申によりますと、外
 とは、いまの点については差し控えた
 いと思いますが、あと二点お尋ねをし
 ておきたいと思っています。

人に対する料理飲食等消費税の復活は

適當でない、こういう答申がなされております。ところが政府の今度の改正案では、当分の間これを復活する、こういう改正でありますが、私たちも実は非常に残念な気持ちでおるわけです。復活しても、あらゆる分野の問題が徴税事務においても、あるいはその方法においてもも統廃するのではないか、こういうような憂いささ持っております。たいへん憂慮いたしております。この政府の復活に対して、税制調査会はどうのような御見解をお持ちかお聞かせをいただきます。

○松隈参考人 料理・飲食等消費税の課税対象から外人を除外するということは、かつてそういう扱いをしておりましたけれども、税制調査会は国内の消費税である限り内外人を問わず国内に

おける消費の課税は同一であるべきである、そのほうが望ましい、こういう原則に立ってその廃止を希望したのであります。たまたまオリンピックという関係もあって、外人に対する料理飲

食等消費税を軽減しては、こういう意見が出ましたけれども、ここで再び外人に対する料理飲食等消費税の免税をすることはあまりにも朝令暮改である、しかも筋からいってもおかしいと

いうので、直したのを再び改正するということはどうしても賛成できない、こういう理由でその必要なし、こう認めたわけであります。

○川村委員 それでは最後にいま一つ

お尋ねをしておきたいと思いますが、
税制調査会のほうでは、軽油引取税に
つきましては、軽油を使用する自動車
の運賃に対する影響等を考慮しつつ慎重
に検討するものとする、こういう御

答申がなされております。先ほどのお

話によりますと、慎重に検討するといふことは、言うなれば政府にげたを預けたようなことだ、こういうお話でございましたが、今度二〇%の引き上げでございます。ところが、軽油を使っておりますバス事業あるいはトラック運送事業は、私たちがいろいろの報告を受けているところでは必ずしも十分なる経営がなされているとは聞いておりません。むしろバス事業のごときは、早くからバス料金の値上げの申請がたびたびなされている。ところが政府がこれを抑制をしているわけでありまして、はたしてバス料金の値上げが必要であるかどうかは、まだ十分な検討を加えておりませんけれども、これは、やはり今日の物価政策等に基づいて必要があるといふことはいえないと思うのです。それも押えられている。これは一つの政府の物価抑制政策の方針であると思ひます。ところが、そういう中に、道路の財源にするという大きな目的はありますけれども、今回の二〇%の値上げというものは、これは相当バス事業あるいはトラック事業等に与える影響が大きいと思ひます。先般、当局の話によりますと、二〇%ぐらいの引き上げでは、利益の率に見てみるとたいした影響はないといふような意見が出ておりましたが、私は、どうもそれは合点のいかない問題が多々ございます。今度も増収が八十億ばかりあるようでありまして、けれども、その八十億というものを、やはりバス事業だけの配当関係あるいは利益関係を見ると、これはたいへんな負担になる、こういうような数字が出てくるのではないかと思います。松隈参考人に、いま私はここでいろいろ数字の

問題についてお尋ねをいたしたいと思ひません。後日当局についていろいろお尋ねいたしますけれども、この軽油引取税の値上げによって与える影響を考えると、これは物価抑制政策の政府の基本方針をくずしていくのではないかと、あるいはそれが運賃等の値上がりにはね返ってまいりまして、一般国民の生活に大きな影響を与えるのではないかと、そういう憂慮を非常にしているものであります。この点は、税制調査会の答申そのものに私は少し不満があるわけでありまして、これは十分御検討をいたして、引き上げをすべきではない、道路財源に必要な財政措置はかくかくの方向でとるべきである、そういうような御意見が実はもう少し明らかに答申の中に盛り込まれることを期待したのでありますけれども、それが見受けられません。私は、以上のような考え方について、この軽油引取税の引き上げについて税制調査会ではどういう御見解をお持ちか、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○松隈参考人 先ほども申し上げましたとおり、軽油引取税につきましても、税制調査会の中で意見が分かれておつて、したがって抽象的な答申になったのであります。軽油引取税も、ことに揮発油税との関係においてなお幾分の増徴の余地あり、こういう意見を述べた人がございまして、それと同時に、いまお話しになりましたように、軽油引取税を上げるといふことは運賃に影響を及ぼす、物価にはね返るから、これはがまんすべきである、こういう意見を述べた人がありまして、要は道路整備計画をどの程度重要視するか、なおそれに一般財源をどの程度投入できるかということによって、そういう他の理由をあわせて上でなければここで増徴すべしとも増徴を見合わせるべしとも言うべきではない、こういう論が最後に全体の承認を得るという形になったので、慎重検討、こゝろを言つたのであります。政府が道路計画の必要性を認め、一般財源との兼ね合いにおいて二割という増徴率をきめました、この二割がいいかあるいは一割でいいかという点について、国会の場において十分御審議を願う問題じゃないか、私はかように考へます。

○川村委員 いろいろお尋ねしたいことが多くございしますが、あとに御質疑の方もございしますが、一応以上お尋ねをいたしまして、なおそれらに基づいたいろいろ具体的な問題については、また後日当局に対してお尋ねをしたいと思ひます。私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○永田委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 参考人、たいへん御苦労さまでございします。主として住民税や固定資産税の問題について、税調のこれまでの審議の経過や、あるいはまたこれからの御方針等についてひとつ承りたいと思ひます。

まず所得課税の問題につきましても、所得税という面が一つございまして、同時に道府県民税及び市町村民税というふうに、同じ所得に対して三重に課税が実は行なわれているわけでありまして、ですから、国税における所得税の減税の問題だけを切り離して論議をしていては基本的な問題点を取り違えるおそれがあるのではないかと思ひ

けです。特に所得税の課税については、生活費に課税をすべきでないとか、そういうふうな論議がいろいろ行なわれているわけでありまして、やはり地方税である住民税との関連において論議がなされるべきではないかと思ひうわけでありまして、そういう点について、税制調査会の中では総合的な立場でどういふふうな論議がなされてきたかという点についてまず伺いをいたしたいと思ひます。

○松隈参考人 所得税、住民税ともに所得に課税いたしております。したがって、相互の関連において国民の負担力を判定しなければ税制として完ぺきを期し得ないではないかというように御趣旨の御質問でありまして、その点、ごもっともだと思ひます。であります。現に今回の税制改正に関する答申におきまして、所得税を中心に減税を答申いたしましたけれども、先ほど申し上げましたように、見方によりますと所得税以上に負担の不均衡がある住民税をほうっておくわけにはいかぬといふことから、所得税の軽減という柱を一本立てると同時に、住民税の負担の不均衡を正すという柱を立てて、両々相まって所得に対する課税の適正化を考えたのであります。ただ所得税の場合は、主として応能負担という見地から理論を立てていけばいいと思ひますが、住民税の場合には、いかにいへば、住民税の場合には、所得課税であるから応能負担を考へなければならぬけれども、住民税の性質からいって、ある程度の応益税といふものを加味しても差しつかえない、そのことが、住民税においては負担のバラつきがあることもやむを得ない、しかしこのバラつきがあまり大きい

いといふことは決して好ましいことではない。しかも、このバラつきが、先ほども申し上げたのであります、応能と比例しているならまだ説明がしやすいけれども、逆に、施設は悪いけれども税が高いといふところは、まづ先には是正をしなければならぬのではないかと、こういうような考へ方が税制調査会の空想だと思ひるのであります。

○安井委員 税制調査会では、標準家庭の場合、所得税の税負担はこれくらいになるのだというふうな試算をよく発表されるわけですが、これは政府もそのうなのであります。その場合に、住民税を合わせればこういう形になるのではないかと、こういう形での御発表がないような気がするわけですが、そこで、私は総合的な検討がどうなされているかというふうなお尋ねのしかたをしたわけですが、その点、いかがですか。

○松隈参考人 御指摘のように、所得税軽減の場合においては、夫婦子三人の標準家庭であれば、給与所得者の場合には年所得幾らくらいまでは税がかからなくなる、そうすれば生活最低限を脅かすようなことはないという説明をいたしますが、その際に、住民税を合わせてどうなるかという場合においても、住民税は本文方式をとり、しかも標準税率をとって加味すれば計算のしかたも出ると思ひますが、それはまたあまりにも現実と反します、それから、さき申し上げた応益的な負担といふものをどの程度加味しているかといふことについて、必ずしも定説がないものですから、そういう仮定のものを加えてといふことをいま

○安井委員 その点、さらにまた次の段階でもいろいろ御検討をお願いしたいわけです。といいますのは、今度ただし書きがなくなるわけですから、わりあい全国的なバランスというものをとりやすくなると思いますので、そういう面の御検討もぜひお願いをいたしたいと思うわけであります。

そこで、それに関連して考えられれますことは、今度の市町村民税の改正によりまして、農民は相当部分税金がかからないという姿になるのではないかとあります。あるいはまた零細な事業者についてもそうなると思うのですが、ただ最後に、給与所得者については所得が把握ししやすいものですから、所得税段階でも残ってくるし、住民税のただし書きを本文方式に改めた際にも、最後にはやはり給与所得者が残ってくるのではないかと思います。それでも、本文方式の場合は、現在までやっておりました方式に比べれば相当大幅に下がってくることはたしかでありますから、改正はもちろんいいことですし、私どもも賛成なのですが、しかし、次の段階にはやはり給与所得者とその他の所得者とのバランスという問題が強く出てくるのではないかと思います。所得税においても住民税においてもそうなるのではないかと思うのです。大蔵委員会において中山税制調査会長が、所得税において給与所得に対する低目の税率を別に設定するというふうなことも次の段階で考えるべきだ、こういう御発言をされているようでありますが、住民税の場合においても、給与所得者が比較的高

○松隈参考人　今回の住民税の改正によりますると、諸控除の増大等によりまして、農民所得者、中小企業者の落ちる割合が相当多い、しかし給与所得者についても、所得割りがなくなる者も出るかもしれないけれども、給与所得者が住民税の納税者の大部分を占めるような状態になるであろうということ、は、お示しのとおりだと思ふのであり

ます。給与所得者の住民税が重過ぎやしないかということとはよく言われることとございまして、税制調査会でも、地方に出張した際に住民税の実際負担の状況を調査しておりますのであります。が、比較的生活が似ていると思われるような世帯について見て、農業所得者あるいは企業所得者が住民税の所得割りがなかったり、あるいはあってもきわめて安い。それよりも給与所得者のほうが所得割りが高いというような実例を見ることがあるのであります。これは、一方において所得の把握率が違っておりますという税制上、税務行政上の不手ぎわと申しますか、欠陥がそこにもあらわれておるためかもしれません。いずれにしましても、給与所得者の負担が他の所得者に比して重過ぎるという意見は、税制調査会においてもかなり強く出ております。したがって、今回の答申におきましても、給与所得控除の引き上げもかなり努力したつもりであります。が、給与所得控除の最高限度の十五万円が十四万円に削

い税率を適用するという案も検討したいという話であります、これはいままでのところまだ具体的に審議題目になっておりません。中山会長さんにそういう御意見があれば、税制調査会でも取り上げて審議をすると思うのであります、これは私なりに申し上げますと、そういう考え方を置くということとは、昭和十五年に制定されて、たしか終戦後昭和二十二年だったと思うのであります、いまの税制になった、つまりその前の段階に戻り、分類所得税と総合所得税、こういう考え方を立てますと、分類所得税においては、

給と所得のような額に汗してからだを資本にやって、個人が死ねば所得がなくなつてしまふような所得と、資産所得のような所得とは担税力が違うからというので、税率を異にするという考へ方が成り立つ、さればと言つて所得を縦割りにしてしまつて、給と所得、資産所得というふうに分けて税率を持つて、それだけでいいということにしておくと、大所得者は負担が軽くな

○安井委員 広く申しまして、地方税の問題には、住民の負担を軽くせよと、いう一つの方向と、それからもう一つは、地方行政の水準が今日でも非常に低い、これは都市は都市なりにきわめて大きな財政需要に迫られておるし、地方の農村は農村で、これはもう本来的に水準が低いわけですから、上昇の努力が必要だし、こういうようなことから言つて、地方財政における自主財源を充実してやらなければいけない。つまり負担の軽減と財源充実と、二つの相反する命題を地方税の問題はになつてゐるような気がするわけです。

そういうような意味から言っても、減税の措置は、特に最近のように物価水準が上がって名目所得だけが上がっている、こういうような段階では、国税における減税をできるだけ大きくして、しかし地方税においても幾らかの減税の方向を進めていく、こういうことでなければならぬと思うわけです。そういうような意味から言っても、今度の税制調査会の御答申の中でも、

題ですが、これは先ほど川村委員の御質問の中にも、法人税割りの点についての国税との遮断の問題をお出しになつていたわけですが、新たに今度国税において加わる租税特別措置については、先ほど御説明のような考慮が払われていることはお話のとおりでありますけれども、しかし旧来からある措置について、やはり徹底的な総洗いというものをしたいだくというふうな御措置が必要ではないかと思つてゐます。これは自治省と大蔵省から調べていただいた資料でも、昭和三十九年度の国税の租税特別措置による減収見込

み額は二千九十八億圓に及んでおり、これが地方税の道府県民税、市町民税及び事業税へのはね返りが合計五百四十九億にのぼっているようです。個人の所得に対しては遮断が一応はつきりしているのに、法人については、こういうような形で相変わらず国税における減免措置が地方税の中に五百億圓を上回る大きな額でできているという実態に対しては、地方の自主財源を充実し

なければいけないという立場から、私もどうしても納得しがたいものを覚えるわけでございますが、こういう点、いかがでしょうか。

○松隈参考人 地方財政の見地からは自己財源の充実をはからなければいかぬ、一方住民の負担の軽減をしなければいかぬ、その調節がむずかしいというところは、まことにお話のとおりであります。

かつて国の所得税の税率を百分の〇・二減らして府県民税のほうの財源に回したことはあるのであります。したがって、今後国と地方との財源調整というような問題が起こったときにどういう方法で財源調整をするかという、いま言ったような考え方も、前例もあり、一つの方法だと思ふのであります。ただ非常に大きく国税の所得税を減らして道府県民税のほうに回すことができるかどうかということ、これは検討してみなければわからない問題でありますけれども、あまり大きなことはとてもできる見込みはない、かように思っております。

それから、租税特別措置が多い、それが地方財源をまた大幅に減らす原因になっているということであり、また、租税特別措置につきましても、税制調査会としてはできるだけこれを整理縮小して負担の不均衡を是正する、こういう方向に持っていきたいという考えが一貫しておりますので、二千九百十億円というような数字をお示しになりましたけれども、それは将来の改正としては漸次減る方向に向くことと思っております。なお、どの程度地方税の課税にあたってその影響を認め、どの程度遮断するかというようなこと

は、御意見もございましたので、今後の検討において十分考えたいと思っております。

○安井委員 あとまだ質問の方がいらっしゃいますので、続いて固定資産税の問題を伺って終わりたいと思ふのですが、たしか松隈先生は、固定資産評価制度審議会の委員をしていらっしゃる——そうでないようでありまして、そういうふうな意味の質問はやめますが、固定資産税の今の評価が、その結果を自治省のほうはなかなかお出しにならないで今日までたわけてあります、その結果がどうやうな評価額と新評価とは、あまりにも大きな幅で引き上げになっているという事態に私は実は驚いているわけなんです。それに対して現実の課税をどうするかという点で、税制調査会の中でのいろいろな議論が分かれて、最後の三年間の暫定措置という御方針を打ち出されたものだと思うのであります。この三年間の暫定措置という中においても、農地については据え置きにする、農地以外の宅地等につきましても、三割増しにするという御答申が、政府案では三割が一割になったという変わり方だけで改正法案として出てきています。ただ問題、三年間の暫定措置が終わったあと、一体どうなるのか、こういう疑問だけは全く払拭されずに残っているわけなんです。いまの法案をすりりと読んでみますと、三年間の暫定措置はこうやるのだ。しかし三年後については税率もいまのままだし、それから、それにかけられるべき課税標準額も、評価額としてこれだけ上がっているのだ、こういう

ような形ですから、たとえば宅地についても全国六倍半に及ぶような大幅な値上げになるのではないのか。山林等についても三倍以上、農地についても一・三、四倍に上がるのではないのか、こういうようなことで心配が絶えないわけでありまして、その点、将来の恒久的措置について、調査会の中でどういふふうな議論が行なわれておるか、ひとつ伺いたいと思ふます。

○松隈参考人 固定資産税については、先ほどお話のありました固定資産評価制度審議会の答申が出てまいりました。その結果、宅地については平均で六倍からの評価増が出た、こういう事実を知りまして、税制調査会も、これは容易なことではないというふうな感じにたわけてございます。税制調査会の中の地方税部会においても審議いたしましたのであります。結論が出ないまま、最後の起草小委員会において検討するはかばかしい、かように認めて答申をした次第でございます。お話が、三年後のこと、現在の法律のままであるという、三年後はきわめて不安がある、こういうことであります。三年先のことはわからないのであります。かりに根本的な改正案が出ないとしたら、三年たつたならば現在の評価基準をそのまま使って、負担が何倍になってもそれを許す、こういうふうなことは常識的には考えられないと思ふのであります。その際には、またこの三年間と今後の何年かと比較して、そこに増減しんじやくということが行なわれるであろ

うということ、想像しても差しつかえないと思ふます。ただ、そういう事態は最も手ぎわと申しますか、あるいは望ましくない事態で、ぜひその間に固定資産税の基本的なあり方について検討がなされて成案が答申され、それが政府によって国会にはかれることが希望されるわけでありまして、まだ基本的なあり方についての審議が進んでおりませんので、これは私なりの意見であります。固定資産税が土地、家屋、償却資産を通じて一本の税率であることがいいかどうかというところは、検討の余地があると思ふのであります。いままでのところは、土地の評価が比較的良かったから、それでおさまつておつた私は思ふのであります。が、かりに、法律には時価と書いてあるからというので、土地が時価から離れているからこれを時価に引き直すところまで持つてくるということになると、土地と家屋と償却資産とは収益性に相違がある。それから同じ土地のうちでも、農地のような生産手段と認められるものもあり、工場のような農地に準ずる生産手段の土地もあれば、住宅のような非生産的の土地もあれば、少し強いかもしれませんが、そういう土地もあるものであります。そのら、今回の評価が正しいものであるとするならば、それを前提として税率を見直す場合においては、収益性を加味して、場合によっては税率に差等を置く、こういうことも考えるべきではないかと思ふのであります。現に古い地租という時代、だいたい古い時代であり、そのときには、地租は地価によってかけておる。地価と時価とは必ずしも一致しておりませんが、地価と

いうようなものをつたてたうえ、地租においては宅地と農地とその他とは税率を違えておりました。したがって、今度も土地、家屋、償却資産の間で税率を違えるほかに土地についてもあるいは税率を二本がいいか三本がいいか、そういうような考え方も生まれてくるのではないかと思ふます。そこで、かりに土地、家屋、償却資産三本で税率を異にするというならば、同一固定資産税法の中で税率を違えて立法するののも一つの方法であるけれども、法律を分けてしまつて、土地税、家屋税、償却資産税、こういう考え方もあると思ふのであります。ただ、その分けるとなると、償却資産に課税するといふ根拠が非常に弱くなる。ことに償却資産課税につきましては、税制調査会の中で、地方税の改正にからんで事業税の課税標準を再検討すべきではないかという意見があるわけでありまして、それは所得税、住民税ともに所得課税、そこにもつてきてまた事業税が所得課税だと、あまりにも所得を課税標準としての税が多過ぎる。ですから、むしろ事業税を付加価値のようなものに改める。それが全部改めることがむずかしければ、事業税の課税標準の一部に付加価値的要素を加味して所得分の税率を下げるというぐらゐの改正はできないかというふうな意見が出ておるわけですが、そういう点の改正とのからみ合いにおいては、償却資産の税率を下げるのか、はずすとか、こういう問題もからみ合いとなつて出てまいりますので、いずれにしましても固定資産税の課税の根本的なあり方を検討して答えを出す。そうすれば、三年の間にそれができるとすれば、新し

いくというような行き方もあります

が、しかし、この固定資産税の新評価

論議をするのだということでございます

こういう答申をしたとして、所得税を

るいはせいぜい二割増しというような

形で出ているわけですから、新しい三年後の恒久措置においても、三十八年度水準を税額において絶対に上回らない、こういうような考え方を中心にしてお進みをいただくことが大切ではないか、そういうふうに思うわけです。その点、御要望申し上げておきたいと思ひます。

なおまだあと質問者がおられるのですが、一つだけ大事な問題がありますので、これだけ伺って終わります。

憲法の租税法律主義の考え方ですが、今度の固定資産の評価がその問題を見てみますと、この租税法律主義という憲法の規定で、地方税の税率の問題なんかを法律できっちり定めるといふうなことで、この税率が高いとか低いとかいっているわけです。しかし税金の額そのものは、税率に評価額をかけた形で出るわけです。その評価額のほうは、これは自治大臣の権限にゆだねて市町村長がやるわけです。つまりすべて行政措置に預けっぱなしに法律はしてあるわけです。そういうことになっておきますと、税率を国会が議決して、その評価のほうを、これも二割や三割上げるといふことなら、それくらい幅で権限を与えているのならわかりますけれども、それが三倍になり四倍になり六倍になる、つまり一百万円の税金が六百万円になる、そういう点の評価のすべての権限を行政機関に考へておしにしているといういまの法律体系は、これが直ちに憲法の租税法律主義に違反だといふことが言えるか言えないかは別としても、少なくともそういう趣旨にそぐわないのではないかという気がするわけですが、その点、法人税における減価償却

の耐用年数の計算は、これも大蔵省令が何かにゆだねられておりますが、それよりもっと今度の評価の問題は影響が大きい問題だといふふうに思うわけですが、租税法律主義という観点からいかがお考えでしょうか。

○松隈参考人 固定資産税の場合には、時価によると法律に書いてあつて、税率をきめてあるということになれば、その時価とは何かということに政令あるいは省令の段階において規定しなければならぬかどうかという問題であります。時価といふものは幅のあるものでありますので、なかなか政令等で規定することはむずかしいと思ひます。そこで、それでは評価がえによつて負担が六倍以上になる場合が出て、租税法主義の精神を踏みにじるではないか、こういうことであります。それは、やはり行政が自主すべき点であり、同時に国会が審議の場において負担の増減しんじやくという規定を置くこともできれば、あるいは課税標準の特例という規定を挿入して、急に負担が増した場合に、当初の二年間は五割にするとする、次の何年間は五割にするとする、次の課税標準の特例を設けるといふようなことで、その点を補正しつつ税務行政の適正な執行をさせる、こういう手はあると思ひます。問題は、いままで時価、ことに土地についての評価を十分しなかつたといふところに欠点が出てきておるのであります。時価をもう少し正確に、そして比較的たびたび改正をしておればこういうことはなかつたわけでありまして、したがつて、これは実行上の問題で、法律論ではないと思ひます。こんなことに

なるならば、現在の評価ではつておくほうがいいではないかという説がなきにしもあらずだと思ひます。ところが、現在のようない段階ではつておくよりは、私は正しい評価をして、そこで問題を投げかけて、そして固定資産税のあり方を根本的に検討するといふ機会を持たせるほうがより進歩的だと思ひます。ただその場合において、個人と申しますか、納税者の負担の激変を避ける処置は、程度の差はあるけれども、あくまで段階を置いて進んでいくべきだ。それと同時に、先ほどお話をありました市町村財政に及ぼす影響も極端な影響のこないようにすることには、納税者の負担緩和を行なうこととにらみ合ひつやれば、そう心配しないで、ある期間に新しい評価基準といふものが実施に移されて、そのほうが現状よりはよくなるという、こういう見通しは立てられると思ひます。

○安井委員 一応終わります。

○永田委員長代理 佐野憲治君。

○佐野委員 非常に時間もおそくなつておりますし、松隈先生に非常に恐縮に存じております。また後ほど門司委員からも御質問があるそうなので、私は次の事項を一括申し上げますので、その点に対して先生の御見解をお伺いしたいと思ひます。

その一つは、先ほど来先生からいろいろと地方税の性格について、公益性あるいは負担分担、この原則を守りたいし、そうでなくちゃならないといふことを強調しておられますし、その中でいろいろ矛盾が生まれてきておるのじゃないかといふことを私痛感するわけですが、所得税において最低課税限

度の引き上げが真剣に論議されておる中で、しかも生計費に食ひ込む市町村住民税をとられなくちゃならぬという矛盾、第二の点は、いまの資本主義のゆがんだ発展の結果として、地方団体間における不均衡が露呈してまいつておる、これが非常に大きな姿を示してまいつておるわけでありまして、これらのことを通じまして先生にお伺ひしたいと思ひます。たしか昭和三十三年だつたと思ひますが、あのときに税制調査会が発足したわけですが、このときにも、いま申し上げましたことがやはり問題点として取り上げられて、おそらく発足したとき、総理の諮問事項として、国税、地方税相互の比重及び今後における国税、地方税体系の再検討、根本的改革に関することが諮問の大きな柱だつたと思ひます。これは三年間の期限が附せられておつたわけですが、今日における税制調査会もまたその当時に掲げた内容を受け継いで検討を進めておられると思ひます。いまのように国税が租税総額の七割も占拠してしまふ、豊富な税源がほとんど国に優先的に確保されてしまつておる。その残ったかすで見られる貧弱な税源、この中で地方税を確保しようとする、あるいは公益性、負担分担といふものを強調しようとするれば非常に矛盾が出てくるんじゃないかという意味において、それがいまどのような検討が進められてまいつておるか、この点について御説明をお願いしたいと思ひます。

第二の点として、国民所得に対する租税負担率を一体どうするかという点につきましても、おそらく昭和三十四年だつたと思ひますが、中間報告の形式をもちまして、二〇%が適当である、こういう答申がなされておつたように記憶いたすわけですから、昭和三十四年における国民所得に対する租税負担率が一九・八%だつた、かようにきめられたと思ひますが、その後、先ほど川村委員も御指摘になっておりますように、本年度は二一・五%、昭和三十八年以後の高い率を示しておるわけですが、前回において一つの方針としてきめられましたところの二〇%の線はどういう理由において守れなかつたのか、これらの点につきましても、税制調査会においていろいろ論議された点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

第三の点は、去年の税制改正の答申の中におきまして、税金の物価調整、この新しい措置が取り上げられたことは画期的だつたと思ひますが、これに對しまして、その措置として三百九十二億円ですか減税を予定されたが、政府は二百九十六億、基礎控除だけが一万円であつた五千万に値切つて、これはまた五千万を新しく追加いたしましたので、ようやく三十八年度の答申に近づいたわけですが、このときにこうした制度がなぜ地方税の中において採用されなかつたのか、なぜそういう意味における答申がされなかつたかといふことに対しては、地方税における本文方式におきましても、基礎控除は昭和三十六年度からストップになつておるわけです。しかも物価は、昭和三十六年度から低目に見積りまして二〇%の上昇を示してまいつておる。そうすると、税金の物

価調整という措置がやはり何よりも地方税の中においても取り上げらるべきではなかったか、この点に今度の答申の中で触れておられないのはどういう意味だろうかという点につきましても御説明願いたいと思います。

それから不動産取得税についてであります。今度の新しい固定資産の再評価は、調整措置として都市計画には適用しない、しかしながら不動産取得税には適用する、こういうことになっておるのですが、それはどういう意味において都市計画税だけに調整措置を限定されたのか。そしてまた、不動産取得税そのものの性格につきましても、税制調査会において検討された面がありましたが、シャープ勧告によって、こういう流通税は悪税である、だからやめなければならぬという勧告に基づきまして昭和二十五年に廃止になりましたのが、昭和二十九年に復活してまいりました。復活しましたときにおける国会の提案理由その他を見てまいりましても、述べられていた点は、当時の財政事情にもよったでしょうけれども、不動産取得税の納税者は担税力があるという点もあげられておりますが、やはりその特徴的な点として指摘されておるのは、固定資産税の税率が近年下がってまいっている。だから、これに見合うものとして不動産取得税を設けたほうがよろしい。第二の点として指摘されているのは、当時における指示平均価格が各町村において実際に適用になっていない、こういう現実から見ても、県知事にこの市町村間における不均衡を是正する権限を与えることも必要ではないか、この二点

が不動産取得税を復活するにあたっての大きな根拠だったと思うわけですが、今日における不動産取得税の場合におきまして、住宅の新築あるいはまたそのための土地に對しては大幅な基礎控除がなされておるわけですが、しかしながら、一般の庶民、あるいは農村におきましても、今日住宅改良その他の点からいたしまして作業場と住居とを分離する、こういうことが行なわれておりますし、そういう場合におきまして、当然作業納屋、あるいは積寒地帯におきましても衛生その他の観点から考えましてそういうものが必要になってくるわけですが、そういう場合に、やはり不動産取得税において非常に矛盾した面が出てきておるのではないかと、私は、いっそのこと土地増加税なりあるいは空閑地税、こういう新しい税において捕捉すべき点が多々あるもので、現在における不動産取得税は廃止したほうが現実に対応する措置ではないか、かようにも考えるわけですが、どのような御見解をお持ちになっているか、お知らせ願いたいと思っております。

最後に、時間がおそくなりまして恐縮ですけれども、国有林の問題につきましても、いろいろ政府においても政策上討議されておりますが、現実自体として、国有林が七百五十万町歩に及んでおる。このうち六百七十四万町歩、約九〇％は積雪寒冷地帯に国有林が残されておるわけですが、しかも明治、大正、昭和三代にわたるいろいろな不合理な国の歩みの結果として、東北、北陸地方に、しかも積雪寒冷地帯にこういう国有林が存置されてまいっている。隣りの裏山は国有林である、こういう嘆き

を常に聞かされておるわけですが、アメリカの制度を見てまいりましても、国有林の収益の中から一定の割合をもつてあるいは教育、道路のために収益を還元する、こういう制度がとられております。日本においてはほとんどそういう措置がとられてまいっていない。これらに對しまして、やはり国有林の地元に對しまして、一定の割合をもつて、あるいは税の形式その他にもいろいろの方法があると思ひますけれども、こういう不均衡に對しまして、税制調査会においても取り上げられたことがありますかどうか。

以上非常に簡単でありますけれども、質問いたしまして、御説明をお願いいたします。

松隈参考人 ただいまお述べになりましたのは、五點ほどございますが、実は概括いたしまして、税制調査会の審議の過程において一番おくれおるのが地方税の問題の取り上げ方。それは地方税の問題の場合においては、税の理論からだけ取り上げて負担の不均衡を是正するということがある程度理論づけられたといいたしまして、

も、国の場合と違ひまして、影響する地方団体の数が非常に多く、しかもその財政状況が千差万別であるために、なかなか理論どおりにはいかないということが一つの理由であります。それならば、国から財源を回してそれを補てんすれば、その点が解決がつくではないかということ、国と地方との間に財源を再配分するという問題も大きな柱の一つとして検討されておるのであります。これがなかなか作業が進まないものであります。ことに国と地方で財源を再配分するという場合におきま

しては、単に税源だけの問題ではなくて、場合によりましては、補助金の制度の是非、あるいは改廃、こういうような問題に触れてまいりますし、それから国、地方の事務の再配分のほうが先決ではなからうか、現に地方制度調査会等は、事務の再配分のほうを先行させて、それを前提とした税財源の再配分のほうが適當である、こういう答申を最近においてもしておりますので、そういうことからこの仕事は難航しております。したがって、御趣旨もつともな点があるのであります。具体的にこうなるであらうというようにことを説明しにくい状態にあることを御了承願いたないのであります。

それから二番目として、租税の国民所得に對する負担率の点は、確かに昭和三十五年、前の税制調査会の時代において、負担率は国税、地方税を合わせて国民所得に對して二〇％を適當とするという答申をいたしております。それは御指摘のように、昭和三十四年当時においては負担率が一九・八、約二〇％であった。前年の三十三年度をとると二〇・四％、こういうことであります。国民の租税負担が重たいという認識は、税制調査会の委員全部にあるといつてよろしいので、そこで税を軽減すべきであるけれども、せめて現状の税負担程度を増すということとはまず避くべきじゃないか、こういうことから、国民所得に對する税負担は二〇％程度を適當とする、こういう答申をしたのであります。ところが、

その後減税も実行しておりますけれども、負担率が漸次上りまして、昭和三十九年度の予算においては、お話しのように二二・二％ということにな

なっております。これを多少とも弁護いたしますとすれば、国民所得が増大する、そういういたしますと、累進税率を適用しておる関係がありますからして、所得が一伸びれば税のほうは一・五ふえるというようなことが、税の性質上と申しますか、構成上あり得るわけでありまして、さらに国民の購買力と申しますか、消費性向というものが、所得が一伸びた場合に消費性向は一・二というように上り方をして、たとえば物品税のかかる品物がよけい売れるということになると、その点が税の自然増収の形でふえてくる、こういうこともありますので、所得の増加が相當顯著に出てくるとすれば、ある程度税の構成の関係からいって負担率が上がることとはやむを得ないということ、二二・二程度であればやむを得ない、こういうふうに認める委員もあれば、やはりお説のように、これは高過ぎる、であるからして極力減らすべきであり、したがって今回の税制調査会の答申としても、なお減税規模は少な過ぎる、もう少し減税額を多くして負担率を下げるべきである、

こういう論もあるわけでありまして、体系としては、先ほど申し上げたような答申になっておりますけれども、委員の中には、減税規模はまだ満足する程度でない、もっと減税して負担率を下げるという意見は確にあるわけでありまして、今後、御趣旨のような点も加味されて審議が進められると思ひます。

それから、物価調整の意味を兼ねまして、三十八年度においても所得税の減税を提案し、それが政府が法律案にする段階で一部削られたことは非常に

残念であります。今回もやはり物価の点も考慮いたしまして、各種控除の引き上げを行なっておりますが、地方税の場合に物価比率をかけたという点がいかにというところは、地方税が本文方式あり、ただし書き方式あり、しかも制限外の課税をしているという点がある点がある、その点が非常に標準がとりにくいという点も一つの理由であり、また地方税の場合において、今回も別の意味から住民税の負担の不均衡の是正に着手いたしましたけれども、生計費ということには間接には役立つ、しかし国税の場合のような計算はいたしておらないのは、資料をとる上において不便である、こういうような点からだと思います。

それから不動産取得税につきましては、税制調査会も、今回の固定資産税の新評価基準によることもやむを得ない、都市計画税は固定資産税と同様に調整をすべきであるとしたのは、毎年取られる税である。不動産取得税の場合には、一時的のものであるからやむを得ないというように考えでこれを除外しておるわけでございます。

なお不動産取得税の改正問題であります、これについては、まだいまのところそれほど具体的に進んでおりません。したがって不動産取得税というようにものをむしろ廃止して、お話しのような土地増価税なりあるいは空閑地税の形に置きかえるかどうかというところは、今後の問題としての検討に入りたいと思います。

最後に、国有林が相当あり、しかもそれが積雪地等住民の負担が苦しく、あるいは地方団体の財政の困難な地域にその比率が高いから、これについて

何らかの交付金のようなものを出すべきではないかという点であります、これについても、まだいままでのところ税制調査会で問題にしておりませんが、税制調査会でも、政府の土地が多い、あるいは公社の土地、建物に対して交付金の制度というように制度ができておりますから、それらとあわせて検討すべき問題であるように考えております。

○永田委員長 門司亮君。

門司委員 率直に簡単に聞きますが、一つ二つだけ先生にお伺いしていただきたいと思ふことは、地方税としても、新税は悪税だということわざがありまうからあまり感心したものでありませんが、たとえばいまドイツにありますが一つの税種目として、従来われわれが主張しておりました消防施設税というものが一つの目的税としてございまして、これは、御承知のように市町村の負担として今日消防施設が行なわれる、消防施設の充実が即保険会社の利益に通ずるということ、だれでもわかっておることです。したがって、住民負担を幾ばでも軽減することのために、目的税としては一つの私は課税目標になるのじゃないかと考えられる。

それからそれと同時に、いまの固定資産税の中で一つの大きな不均衡のありますのは、農村関係で特に多い山林に對します不均衡であります。今日農村では、山林地主が私に一番大きな財産家だと考えているのであるが、これらの固定資産税の評価はきわめて低いのであります。したがって、これにわれわれの率直な意見としては、立木税をの他ということ、上にある資産を一

応見積る必要がありはしないか、そして農村の負担均衡ということをはかるべきではないかと考えられるのであります。これらの問題はいろいろも新税でありまして、したがって、調査会の中では、こういう新税については何か御意見等はなかったかということでありました。

○松隈参考人 先ほど申し上げましたように、地方税部会というのがあるが、地方税中心に審議しておるのであります、地方税部会の審議が一番お知っております。したがって、私の知っている限りにおいては、まだ新税目としての検討は始まっていないように思ふのであります、消防施設税というものが問題であることは、私も承知いたしております。ただこれにつきましては、目的税をあまりふやすことがいかにどうかという問題が一つ付随しております。目的税のようなものはなるべく少ないほうがいいんだ、税は一般財源に充てる税のほうが好ましいというところが言われておりますので、そこ一つ問題があると思ひます。

それから山林地主に對しまして、負担の均衡上立木課税をするかどうかという問題であります、これは立木課税という一種の財産税を起すことになるとなるのであります、財産税を日本の税制に加味していくかどうかというところは、国税のほうでも、まだ財産課税のあり方はいかにあるべきかという広い問題として出されて検討の途中でありまして、具体化していませんが、その中で山林だけを地方の税として取り上げて、それが成立するかどうかという点も、これまたもう少し時間を

かしてみなければわからない問題だと思ひます。

○門司委員 それからも一つだけ聞いておきたいと思ひます。もうほとんど同僚から聞かれておりますので、ただ私ちょっと気になりましたのは、先ほど先生のおことばの中に、付加価値税的なものが事業税その他で考えられる、こういうお話がございましたが、それがちょっと気になりますので、お聞きしておきたいと思ひます。

そのことは、例の日本の今日の税制のたてまえであります、御承知のように、資産あるいは所得というようにものが大体日本の課税の中では税総額の五〇％を占めております。間接税は四六・五％くらいにしかつていないと思ひますが、そういったとき、この付加価値税になっておるときに、これに付加価値税をもし加えるというところになってまいります、結局間接税のウェイトが非常に高くなってしまうというところになります、これは直ちに物価に響いてくるということが一応考えられてくるわけであります。したがって、現在の状態の中で、付加価値税の性格を持つものを税制の中に加えることがいかに悪いことかということについては、私どもとしてはかなり実は疑問を持っております。しかし世界の情勢を見てみますと、資産あるいは所得に對するものを中心とした国と、イタリアのように間接税をほとんど本位にして、イタリアはたしか七五％くらいが間接税のような気がいたしますが、そういういき方をしておる国とがございいます。ございいます、しかしいづれ

をとるかというところは、まだ私どもに十分判断がつかまないと、いまさつき申し上げましたように、どうも付加価値税的な考え方がもし出てくるというところになりますと、日本の今日の税の体系というものが、形がくずれてくるような危険性があります、その辺についてもう少し何か突っ込んだ御議論がございましたら、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○松隈参考人 私が先ほど事業税の課税標準の一部に付加価値税要素を入れたらというところを申し上げたのは、税制調査会においてそういう意見を述べる人がある。ただ、事業税を全部やめまして付加価値税という、つまり売り上げ税の一種ですね、それに置きかえるという問題になると問題が非常に大きくなる。わが国で付加価値税がいいか、あるいは一般売り上げ税がいいか、あるいはかつて昭和二十四年ごろに実施した取引高税がいいかということ、税制調査会でも議論されております。もし直接税が重過ぎて困るならば、付加価値税とか、そのいま言った一般売り上げ税のようなものを導入すれば直接税は下がるはずだ。日本はちょうどアメリカ、イギリスに近い直接税中心主義をとっておる。ところがヨーロッパ系のフランス、ドイツ、イタリアは、付加価値税とか売り上げ税というようなものを実行しているから直接税が低いのだ。このことが、輸出の上からいっても所得税、法人税は低くなつて、法人の力はついている。そうして一般の財政は、相当売り上げ税でまかなつておいて、輸出するときは免税するから非常に有利じゃないか、日本もまねしたらどうか、それが輸出振興に

響くじゃないか、こういう意見も出ておるわけでありまうけれども、ただ付加価値税にしても売り上げ税にしても、これを一べん設けますと、かなりの金額にのぼるものであります。したがって、こういう税を平常時に置いて設けていかどうか。これを設けた各国の例を見ますと、非常な戦争状態に入つたとか、あるいは戦後の財政処理に苦しんだあぐくやむを得ず設けたというような国が多い。日本のように所得増進計画が成功して経済が比較的順調に伸びているときに、そういうドラステックな案を導入するのはまた行き過ぎじゃないだろうか。結局ほんとうに思い切つて直接税を下げるためにがまんするといふムードといひますか、気分ができた場合は別ですが、それでなければ、時勢の大きな変化がない限り、門司委員の心配されるような意味の付加価値税や取引高税、売り上げ税は起こせないと申します。ただ事業税に關して申し上げたことは、事業税が純益課税でありまうと、相当大きな企業を営んでおつて、そして地元はそれがための学校施設とか道路、下水をやつておるのに、欠損なら一文も事業税を納めないといふのもちょっとおかしいじゃないか。そこで、全部を付加価値税にしないけれども、純益基準のほかに、たとえば資本金とか、あるいは労務費とかいう、付加価値税を取る際に、加算式の付加価値税だといふ一つの項目になる。その項目の一つ、二つをかりてきて、それを加味し、そして純益の部分で少し減らしておく。そして事業全体としては激変を与えないといふこと、しかしこれは、法人によつては激変になる法人があるわけで、欠損

なら納めなくてもよかつたのが今度は納め始めるということがあるのです。が、公益性を考え、地方財政を考え、その辺あまりひどくないならば、少しそこに変更の余地はないかといふことは、目下事業税の課税標準の改正として議論にはなつておるが、まだ結論は出ておらぬ、こういうわけでありまう。

○門司委員 私が心配しておりますのは、御承知のように、シャウブ勧告で強く日本はこれを強要せられまして、実は法律で一応定めて、連中が帰つたあとでこれを実行しないことにきめたという経緯がこの税金にはありますので、私の口から申し上げることはいかがかと思ひますけれども、税制調査会でも慎重に扱つていただきたい。これだけ申し上げまして質問を終わります。

○永田委員長代理 松隈参考人におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分から再会することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

○田川委員長代理 再開いたします。この際、一言ごあいさつ申し上げます。参考人各位には御多忙中のところ、当委員会の法律審査のため御出席をいただき、まことにありがとうございます。地方税法等の一部を改正する法律案

及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案につきまして、何とぞそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見を述べ願えれば幸いに存じます。

なお、議事の整理上初めに御意見をそれぞれ二十分程度にとりまゝとめてお述べ願ひ、次に委員諸君からの質疑に對してお答えをお願いいたします。

それでは、小西参考人、満川参考人、森参考人の順序でお願いいたします。

小西参考人、どうぞ。

○小西参考人 本日、地方行政委員会の参考人として意見を述べさせていただきました機会を与えられましたことを、たいへんしあわせに存じます。

このたびの地方税法の改正等につきましては、住民の負担の軽減の合理化という点では、私も全く賛成でございます。当然なことだと考えておるのでございます。たださうした意味では賛成でございますが、御承知のとおり地方財政は非常に苦しい状況にありまして、特に私どもの町村では、行政の水準が非常に低い、これは全く財源の問題でございます。まして、特に都市との格差の問題は、皆さま方御承知のとおりでございます。そうした意味では、私も住民負担の軽減といふことでは賛成であるけれども、ただただ賛成のみを申しておるわけにはまいらないのでございます。しかし初めに賛成だと申し上げなければならぬといふのは、私も何と申しましても地方の行政より前に、やはり住民のことを考えないわけにいかぬ立場でございます。そういう意味で賛成でございます。ただしそれ

にはいろいろ申し上げたい点があるのを順次申し上げたいと存じます。

実はその前に、三十九年度の予算編成期にあたりまして、地方行政の委員各位の皆さま方が非常な御理解を賜わりました。特にこのたびのこうした法律、後段の補てんの問題等につきまして非常なお力添えをいただいておりますことを、くれぐれもお礼を申し上げます。

まず、市町村民税のことでございます。市町村民税につきましては、初め申し上げましたとおり当然賛成でございますが、これは市町村間で私どもがいままでやつておりました、いろいろな面で税金の高い町もあり、低い町もありというので、その負担の不均衡が是正されるためには、どうしても、いつかはこうした税制改正が行なわれなければならぬといふふうに考えておつたのでございます。ところが、それが取り上げられまして、このたび徴税方式が変わり、ただし書き方式が本文方式になります。これは、私どもの最も求めておつたところのものでございます。ただこれにつきましては、後ほど申し上げます補てんの問題によつて私どもは賛成ができたのでありまして、万が一にも補てんがでなかったと仮定すれば、とうてい私どもはこのたびの全国を本文方式に変え、あるいは準拠税率を直すといふことについては、絶対に賛成をいたしかねたものでございます。

次に、固定資産税の問題でございますが、固定資産税につきましては、いままでいろいろ問題がたふさんございました。このたび新しい評価制度が行なわれまして、これが売買実例価額

によるといふようなことが非常に大きく私どもの町村民間に聞こえたために、非常な反対の声が上がつたのは御承知のとおりでございます。ただ実際問題といたしましては、やはりこれも農業のいろいろな技術の進歩等によりまして、私は農村でございますが、農地等については、やはりある時期には是正をされるべきであらうという考え方を持っております。ところが、このたびこの新しい評価制度が実施されることになつたのでございますが、ただこの売買実例価額によるといふことに非常に不安を持ちました。しかしながら実際に、まだ町村に全部おりておらぬ段階でございますが、新評価制度実施の段階の県の固定資産の審議会の委員といたしまして私も参画をいたしました。実際は売買実例ではございませんけれども、香川県の場合には農地は大体一・一八倍ぐらいの見当で評価がされておるようでございますので、そうした意味では、売買実例とは申しながら、ほっと一息ついておるわけでございます。しかし山林等につきましては、香川県の場合で一・四％、宅地等につきましては三・二％くらいといふふうになつております。これらにつきましては、もちろんこの新しい評価制度によるものが直ちに固定資産税として一・四％の比率でかけられるとすれば、これはやはり非常に大きな問題が起ると思はざるを得なかつたのでございますが、幸いにいたしました。三十九年度から三年間は農地等につきましては三十八年度の税負担をこえないような措置がとられるようでございます。また、その他のものにつきましても、二割をこえない程度に抑え

られるという特別調整措置が講ぜられることになりましたので、私も町民の担当者としてしましては、これまた一息ついておるわけでございます。ただこれらにつきましては問題がございまして、三年たつたあとについては非常な不安を持っております。いわゆる新評価制度実施に伴って非常な混乱が起るのを避けるために、三年間だけ頭をなでられて、あとどういふことになるのかという不安はやはりまだぬぐい切れないのでございます。そういう意味で混乱が避けられましたので、来るべき三年後につきましては、十分な御調査なり、また税率決定等については御配慮をいただきたいと考えておるわけでございます。

なお固定資産税につきましては、御承知のとおり評価の事務量というものは非常に過大でございまして、実はまだ香川県でも全部済んでおりません。このために、四月末までの納期のものが五月末というふうに、一カ月私どもの町でも町条例で延期しまして、これらにつきましてはやはりある程度の補てんと申しますか、そういう処置をとっていただかなければならぬと考えておるわけでございます。

それから私も農家といたしましては、農地が、非常に大きな問題がございまして、三年後には特に農地あるいは宅地その他の償却資産等に対しまして評価につきまして、なお十分皆さま方の御審議をいただいて、特に所得水準の低い農地関係につきましては、御配慮をいただきたいということを付け加えて申し上げさせていただきます。思います。

次に、電気ガス税でございます。電

気ガス税につきましては、これまた住民の負担の軽減という趣旨がございまして、私も大きな声で反対を叫ぶわけにまいりません。しかし御承知のとおり電気につきましては、生活の豊かなところは当然よい電気を使うので、生活水準と比例をいたしておりますので、私もほんとうのことを申し上げまして、たいへんいい財源だと考えております。しかしながら、いま申し上げた住民の負担の軽減という点で、やはり消極的賛成をせざるを得ないのは御承知のとおりでございます。ただこれにつきましては、市町村のたばこ消費税の税率を引き上げて補てんをしていただきたことは、これは二年引き続いたのルールみたいなものができた、私もやはり補てんをさせていただくというところで賛成をいたしたいと思うのでございます。

なお、軽油引取税等につきましては、別に申し上げることはございせんが、ただ道路整備の地方財源負担につきましては、市町村にも道路譲与税をちょうだいできるように、ぜひ御配慮をいただきたいと思うわけでございます。

それから市町村民税の所得割りの減収補てんにつきましては、先ほど申し上げましたとおり五カ年間で順次二割ずつ削減されるようになっております。これにつきましてはやはり経済格差が五年間のうちに改まるものとも考えられませんが、交付税率の引き上げをこの二割ずつの減収に伴って上げていただきたというのを特にお願いを申し上げたいと思うわけでございます。

なお、このたびの減税ムードにつき

まして、私も苦慮いたしておりますのは、国民健康保険税がどうしても医療費の値上がり等によりまして、相当程度高額の増徴をしなければならぬという事実でございまして、これは特に所得割りが減ります高所得者よりも、むしろやはり低所得者の負担がふえる。それは所得割りはないのである、ちっともそちらの面では減税にならないところへも国民健康保険税が上がっていくというところに、私も非常に悩ましい立場に立っておりますのでございます。

なお、固定資産の評価の問題につきましては、これは国税庁なりあるいは税務局等におきましては、相続税とか、あるいは登録税にこれを将来御使用になるというように漏れ承っておりますのでございまして、特に農業の相続税につきましては、たとえばいへんこれはおかしい例でございまして、会社は重役がかわっても相続税は取られないけれども、農家は主人が長男に継がせたら、すぐ相続税がみんな取られるというふうなことになる、たいへんに相続税が新しい固定資産の評価によって上がるというところは、やはり農村としては非常なおそれを持っておることをつけ加えさせていただきます。思うのでございます。

なお、府県民税の町村によります徴収事務等につきましても、今度賦課が国税庁を離れまして、いわゆる税務署を離れて市町村長がその賦課の責任者になりますために、府県民税の面につきましてもこの責任を市町村長が負わなければならぬという事態になるのでございまして、私も町民といたしましては、府県民税はもう府県で取って

いたしたい、責任を負っていただきたいということを申し上げたいと思うのでございます。

最後に、先ほどちょっと申し上げました、固定資産税の納期が一月月延期となりました。町村財政のやりくりは貧弱町村ほど、いわゆる交付税を受ける町村ほどつらいのでございまして、これらにつきましても交付税の増額をして四月に配分をされることを、これは事務的に自治省御当局のほうへぜひともお願いをいたしたい、そうしなければ私も町民が回らないというように感じておるわけでございます。

以上、たいへんことは足りませんが、けれども私の率直な意見を御参考のために申し上げます。

○田川委員長代理 ありがとうございます。

次に満川参考人。

○満川参考人 私、全国農業会議所の満川でございます。私も全国農業会議所は農業者の立場から、農業近代化の線を進め、農業所得の向上につきましてもいろいろ努力しておるわけでございまして、日ごろ国会の諸先生には何かと御指導御協力を賜っておりまして、この機会に厚く感謝の意を表したいと思います。なお、本日は地方税法の一部改正の御審議にあたりまして、農業団体の意見を聞きまして、また私どもの要望申し上げたい点についてお聞きくださるという貴重な機会をお与えくださいます、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、本委員会におきまして御審議中の地方税法の一部改正につきまして、私も農業者、農業団体といたしまして最も関心を持ちますのは、何と

申しまして御案内のとおり固定資産税に関するものでございます。つまり昭和三十九年度から新しく固定資産の評価がえを行ない、この新しい評価額に基づいて固定資産税が賦課徴収されるというふうな、固定資産税評価制度調査会の答申もあるものでございまして、ことに農業者の最も関係の深い土地、田や畑につきまして、売買実例価額を基準として評価する方法によるという点でございまして、もちろん現実の売買実例価額に直ちによることなく、当該売買実例の取引の事情をよく調べまして、おおむね正常な価格にするというふうになっておまして、なお農地につきましては、その取引の規模なり実態というものを十分に御勘案くださいます。一定の修正を加えるというふうなことでございまして、やはり問題は残るようでございます。

もちろんこの新しい評価制度は、すでに昭和三十七年の地方税法の改正に基づきまして約束づけられていたわけでございまして、農業者といたしましては、評価額は上がるけれども実際の税額は上がらないのだというふうな前宣伝が相当あったせいもございまして、うが、当時は農業者として別に動揺とか混乱はなかったわけでございまして、ところが実際にこの作業が昨年来市町村の段階で進められてまいりますと、この新しい評価方式が非常に多く問題を含み、そればかりか、これによって評価される結果が、評価の大幅な増大となる、そしてはつきりとした税金に關係してくるというふうなことがだんだんわかってまいりまして、農業者の関心は一そう高まり、かつ不

しかしながら、次第に市町村段階での新しい評価がえの準備作業が進んでまいりまして、問題はいよいよ深刻な様相を呈してまいりました。私も非常に心配したのでありますが、全国農業会議所の会長と、全国農業協同組合の会長の両名が協議しました結果、これは非常に問題が多いので、新しい評価方式はこれを昭和三十九年度から実施することは見合わせてほしい、そうして農地と農業用固定資産に関する課税のあり方について、根本的な検討を行ってほしい、こういうような意見

以上のような、私がわざわざこうい
う農業団体としての経過を申し上げた
ゆえんは、この固定資産税の評価がえ
につきましているかに全国の農民が重大
な関心を持っているか、しかも非常に
不安の念を持っているかということであ
ります。特に農業者といつたしまし
ては、農業基本法の制定以来、まじめ
に農業をやっているならば、農業所得
が高まり、生活も楽になるといふよう
な政策が行なわれるということを期待
しているがゆえに、またそういう関心
が強いがゆえに、具体的にこういふ
新しい評価がえといふような形で出

そこで、二点ばかり要望なり意見を申し上げまして、特に諸先生方の御批判と御検討を賜わりたい筋がございます。

その第一は、農地等の固定資産税につきまして、おかげをもちまして、評価がえはされるけれども、納税額については大なる変更はないということになったのでありますが、問題は新しく評価がえされる評価額の現実的な妥当性でございます。新評価制度実施の御準備につきまして、自治省、都道府

ますが、私どもの調査した、たとえば中園地方のある県の町村でございますが、この点に非常に頭をいためました、一町歩単位で六百何十地区という

ように区分している。非常に煩瑣なことでございます。それをいたしまして、も、やはりはたして適正な区分ができるかどうかということが問題であります。またこれが課税台帳に登録される各農家ごと、各筆ごとの価額が適正公平を欠き、またこれが農家の固定資産税にはね返るというようなことがあります。

ましては私どもは感謝の気持ちであります。

それから第二の問題でございます。

第二の問題といたしましては、農地等

農業用固定資産につきまして、固定資産税その他国税を含めての税金はいかにあるべきかという税理論の問題と、農業政策上の問題があらうかと存じます。税制調査会におかれましては昨年の暮の答申で、固定資産税の基本的あり方について検討を要する旨述べられているように伺っております。私も

農業団体といはしめても、先ほど申しましたように、根本的な検討をお願いしたいというふうに考えているのでございます。私、学者ではございませんのでむずかしい理屈はわかりませんが、いろいろな統計を見ましても、市町村税に占める固定資産税の比重というものは、非常に大きゅうございます。農村部に行けば行くほど固定資産税の比重は大きくなっているようでありま。そこで、いま農業基本法に基づいて農業生産性を高め、少しでも農業所得の向上に資するよう各般の政策努力が行なわれております今日、農業に関する固定資産税については抜本的に検討されてよいのではないかと存じます。つまり、私見にわたりますけれども、大幅な減税措置か、あるいはこの際思い切って農地等に関する固定資産税は免除するといった措置が講ぜられてしかるべきではないかというふうに考えるのであります。現在、農地等に関する固定資産税は、収益的な財産課税となつていて、収益課税の正しく考えるのでございませう。しかも農業収益のうち、農地に属する部分に課されるべきものであるというふうに考えます。こう考えますときに、大ざっぱに大観いたしました、現在の農業経営は決して容易なものではございません。農林省が国会に提出されました農業白書を拝見いたしましたも、農業所得はなかなか他産業従事者との均衡がとれず、農村の若い青年は農業を捨ててとうとうと他産業に流出している状況でございます。また一概に農地価格と申ししても、それが農業の収益を生み出す生産手段と

しての価格というよりも、どちらかというと公共事業や宅地造成のための転用価格といったニーズが強いようでありま。農地価格の形成要因につきましても、十分に検討が行なわれてしかるべき段階にあるのではないかと、いうふうに考える次第であります。農業者の負担上最も大きなものの一つであります固定資産税につきましても、すでに欧米諸国では、たとえばイギリスにおいては免除しているようでありま。ドイツ、フランス、またアメリカにおきましても、特別な軽減措置をとっているというのを聞いております。こういう諸外国の例も参考に、また農業の実態に十分に考慮を払われまして、今後のあり方について根本的な御検討をぜひお願いしたいと考える次第でございます。

そのため、希望を一つ申し上げさせていただきます。農業に関する税制、なかんずく農地等農業用固定資産に関する税制の根本的な検討を行なうため、正式な機関を設置していただければ、まことに幸いであるというふうに考えます。税制調査会の内部におかれまして、あるいは外部におかれまして、とにかく政府が責任を持って御検討なさるような措置が講じられることを強く御期待申し上げる次第でございます。この点、本委員会の御審議の過程で何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、要するに私どもといはしましては、税金に関する問題につきましても、納税をすることを拒否するとか、反対するとうような気持ちは毛頭ございませ。むしろ喜んで地方税にしろまた国税にしろ納入できる農業、農

業者になることを希望しているものでございませ。それがまた健全なる国民経済の発展上不可欠のことだろうと信じているものであります。したがって、そうなるためには、以上申し上げました点につき格段の御配慮をお願いする必要があるものでございませ。

ただ一つ、ここで心配になりますことは、市町村自治体の財政の確立に關してでございます。今後とも何かと農業者、農業団体は、市町村にお世話にならなければなりません。市町村の財源確保並びに健全なる財政の確立に必要な措置につきましても、別途十分な御配慮をお願いする次第でございます。以上をもちまして、私の意見を終わります。御清聴を感謝するとともに、失礼にわたりました点は、おわびいたします次第であります。

○田川委員長代理 ありがとうございます。

次に森参考人。

○森参考人 島田市市長森昌也でございますが、お尋ねによりまして二法律案につきましても意見を申し上げます。

その前に、今回の改正におきまして、特に市民税の改正に伴うところの財政的な問題につきましても、補てんの措置をお考えくださいましたこと、また電気ガス税の減税に對しまして、それにかかわるべき税源措置をお与えくださったおられることにつきましては、先生方の非常な御配慮によるところでございまして、厚くお礼を申し上げます。

以下、順に意見を申し上げます。第一に住民税の点でございます。これは全国の都

市を、町村を含めまして、本文方式基準税率に統一をしようという御方針につきましても、私ども、全面的に賛成をいたします。ただ、その財政的な補給の措置でございますが、一つ私どもとして問題になりますのは、今回の補給のやり方は、三十八年度における現況を押えまして交付団体、不交付団体の別を立てております。そして不交付団体につきましても、一切の補給の措置をいたさない、こういう取り扱い方がされておるわけでございます。これは地方交付税制度そのものの問題になろうかと思ひますが、現在の非常に高い行政需要を要求されておる都市の実情から申しますと、必ずしも地方交付税制度というものが万全なものでないという実情を御察をいただきたいと思ひます。したがって、今回の住民税の改正に際しまして、交付税の交付団体に対する補給の点には感謝申し上げるわけでございますが、不交付団体の財政上の問題をいかに扱うべきかという点につきましては、たとえば特別交付税あるいは起債等を御考慮いただかなければならぬのではないかと、こういう点を考えるのでございませ。

もう一つの問題は、今回の改正まで自分自身で、非常な財政的な減収を覚悟いたしまして、本文方式、基準税率、ただいま基準税率であります。が、準拠税率によるように改革を断行いたしました都市がございませ。またまた今回の改正に間に合なかつたということ、そういうふうな財政の減収については何らの措置も講ぜられないという点についても、何か考慮されるべき点があるのではないかと、二つの問題

がございませ。特に前の不交付団体の減収に関する激変緩和の措置というものは、これは何らかの形で、起債あるいは特別交付税の形において御配慮をいただくことが、この改正案の趣旨を貫く上において最も必要ではなからうか、こういうふうな存じております。他の点につきましては、今回の改正につきましても全面的に賛成をいたします。

第二は、固定資産税の問題でございますが、これはただいまの改正案の方向が、固定資産税総額の増額は避け、増税は行なわない、こういうふうな最初の御趣旨に立ちまして三資産、土地、家屋、償却資産等の問題を扱われて、そして特に土地の評価がえによるところの増というものを考慮されましたために、最初これが漏れ伝わったときに、もし土地関係の税金が再評価によりまして非常にふえてきた場合に、全体のワケが固定をされておるために、これは税率の切り下げを行なうことになりはしないか、そうしなければ総額を越えてしましますので、その点結果としては、もちろん意図はそうではないにいたしまして、結果として大資本の持つておるところの償却資産税の負担を軽減することによって、市民の持つておる土地あるいは家屋の増税になるという、そういう結果になりはしないかという危惧を私どもは持つておりましたし、特に住民からもそうした強い反発を受けておったわけでありませ。今回の改正案によりませれば、税率は据え置く、切り下げはいたさない、こういうふうな御措置がとられまして償却資産税の大幅な減収というところが避けられましたことにつき

まして、私どもはまことに機宜を得た正しい行き方であるという感じを強く持っております。土地の再評価の仕事は大体の都市においてはもうすでに進行いたしております。これも激変緩和というところで二割増を限度とするというふうな法案の御意向がうかがえるわけでございます。この激変緩和の措置等につきましてもまことにけっこうな行き方であるというように私どもは考えております。ただ将来この緩和措置が過ぎていきました後に置きまして、土地、家屋等が、ほんとうに収益的に使われておるところの土地、家屋であるか、あるいは市民がわずかに自分の住宅等に使用をされて、未亡人等が細々とそこに暮らしておる、こういうふうな家庭用の土地、家屋であるかというところのその対象の区別だけは明瞭にしてまいりませんと、この再評価に伴うところの増税が大きな影響を市民生活の上と与えるということを考えておりますので、その点につきましては将来の実施の上とぜひとも御考慮をいただきたい点であらうかと思ひます。

それで納期の延期の問題でございますが、これは現況やむを得ないところで、むしろそういうことをやっても今回の施策は実施すべきだろうと思ひますけれども、先ほどもお話がありました、この納期の延期に伴う間のつなぎの問題でございます。これは六月に交付されるべき交付税を繰り上げて四月に合せて交付されるというふうな措置、あるいは融資等によりまして、そのつなぎの措置はぜひともとっていただかなければならぬまい、こういうふうにも考へる次第でございます。先ほども償却資産税のことを申し上げました

が、御承知のように都市はひたすら工業化によるところの、産業の育成による財政の増収と、雇用人口の増大、市民生活の安定ということを目ざしてやっておる状況でございますので、その場合、工場から上がるものの償却資産税あるいは電気ガス税というのは、都市にとりまして最も重要な財源でございます。その重要度は将来ますますふえていくと存じます。その点私どもが常に問題にいたしておるものは、いわゆる大規模償却資産税の課税限度の問題でございます。これは都市が工場誘致をや、あるいは地元産業の育成をはか、それに伴うところの道路であるとか教育施設であるとか、あるいは水道、ガス、そうしたすべての公共施設の充実に力を尽くしておりますことは非常なものでございまして、その財源として私どもは償却資産税、電気ガス税を当てにしておるわけでございます。現在のように企業がどんどん大規模になりまして、何十億というふうな工場が建設されつつある都市の実況から申しますと、すでに昭和三十一年にきめられて、その後一べんも改革をされなかつた六億五千万という課税限度は、はなはだしく時代遅れがしておる、これはむしろ大幅な引き上げもしくは撤廃をいたしまして、都市の建設の財源に充てるべきではなからうかというところを強く感ずる次第でございます。それは償却資産税の問題は都市にとりまして重要な問題であるということとをぜひとも御認識をいただきたいと思います。これは先生方御申し上げるのはまことに失礼でございますが、そういうことを強く感ずる次第でございます。

第三に、電気ガス税の問題でございますが、電気ガス税というものは、都市が置かれた現状から申しまして、先ほどから繰り返し申し上げます都市の行政需要の高まり、それからその行政需要の伸長の度合いから申しまして、電気ガス税のような伸長度のある安定した税金というものは、市税としては最も適当な、最も合理的な税金であると考えられております。中には、これが原料課税であるというふうな考え方から、撤廃すべきであるという強い御意向が、特に産業方面にあるわけでございますが、御承知のように、ただいま地方の産業にとりまして最も重要なものは、一企業の負担を軽くするということよりも、その工場が建設をされることによって要求される行政需要、先ほど申し上げました道路問題、病院、学校、環境衛生あるいは文化施設、こういうふうないわゆる公共施設と申しますか、社会的資本と申しますか、こういうものの充実にすることによりまして、経済学でいっておりますいわゆる外部経済を充実することによって、企業自身にとりましても経済的にプラスになる、こういうふうな行き方を目ざして、社会的資本の充実に全力をあげるべきときであらうと存じます。したがって、そうしたわずかの電気ガス税の低下よりも、むしろこれを都市の税金として確保いたしまして、これによって都市が工場その他から要求されるものの、ただいま申し上げました公共施設をどんどん充実していく、それがまた間接に工場自身あるいはそこに働く人々にとっても非常なプラスになるといふ方向をとるべきであるということを確認

信をいたす次第でございますので、電気ガス税というものは廃止するどころか一年々一割ずつ減らしてしまつて、しまいになしにするというふうなおそれのある方針をてきいたしまして、安定した形でしっかりこれを確保すべき税金ではなからうか、こういうふうにも考へる次第でございます。今回の電気ガス税の一分減にあたりまして、たゞこの消費税の一・六の増というふうな税源を御配慮くださいますことは、非常に私どもありがたいと思つたわけでございますが、現実の問題といたしまして、六十六億あるいは七十二億というふうな、総額においては電気ガス税一割とたゞこの消費税一・六%とが見合うわけでございますけれども、都市の大部分におきましては、電気ガス税一割のほうがはるかに多いのであります。たゞこの消費税の一・六%によって電気ガス税一割よりも増を来たすという団体は、町長さんもおいでになりまして恐縮でございますが、むしろ町村でございます。都市の場合は、非常な減収を来たすわけでございます。しかも、その総額のみならず、将来に向かつての伸長度におきまして問題にならない差額がございます。電気ガス税がなすぐれた税金であるかと申しますと、都市の非常な急テンポな発展に伴って、伸長度が非常に高いというところがございますので、その伸長の点から申しましても、電気ガス税というものは、たゞこの消費税に比べて、はるかに自治の向上には役立つ税金であるということを申し上げたいと思ひます。

さらに関連をして申し上げたいと思ひますのは、今回行なわれようとしておるところの綿織物等に対する軽減措置でございます。これは私どもとしては絶対に反対をいたしたいと思うのでありまして、御承知のように、これは非課税品目に追加しようということ、どうも綿織物に非課税品目には適さないということ、やむを得ず百分の七を百分の二にするというところで妥協をしたという形のものでございまして、こういうふうな国の経済政策によるところの減税が、たとえば電気ガス税一般としての一分引き上げというふうなことは、税制調査会でも御審議をいただきますし、政府としてもいろいろな機関で御審議になるわけでございますが、こういう特定の商品について電気ガス税の軽減あるいは非課税というふうな問題は、むしろいつも年度の終わりがらぎになってばたばたと、陰々といつては失礼ですが、陰々としてしまふ。そういう国の経済政策でやりになることはけっこうだと思ひますが、そういうふうな措置によって都市の税収というものが大幅に左右されてしまふということ自体に、私どもは都市としての課税権の問題あるいは税収の確保の問題、特に現在は長期財政計画によって実行しなければならぬ行政的な施設がたゞさんございますので、そういう長期財政計画の樹立の点から申しましても、私どもはなほ割り切れざるものを感ずるわけでございます。これは経済政策としておやりになる場合には、必ずそれにかわる何らかの財政的な措置を講じていただかなければ、私どもが知らない間に突然われわれの税収が激減されるような非課税品目の追加あるいは軽減措置というものがはかられる、こういう結果にた

だいまはなっております。この点につきましては、本年は綿織物でございますし、来年は紙だといふことがいわれておりますが、そういうふうにして一つ一つの電気ガス税が軽減をされていって、しまいに電気ガス税そのものが全部否定されてしまふ、こういうふうな結果に陥ることを非常におそれるわけでございます。この点ぜひまた御配慮をいただきたいと存じます。

最後に、電気ガス税の問題といたしましては、この際プロパンガスに課税をすべきではなからうか。御承知のように、都市ガスに比しまして、特に地方都市におきましてはプロパンガスの需要というものは非常に高まっております。むしろ都市ガスと競争の位置にありまして、都市ガスが圧迫されるようなところが発生をいたしております。プロパンガスの捕捉のしかたというものは非常にむずかしいということも存じておりますけれども、何らかの時点において、これを課税対象として当然取り上げるべきであらうというふうに電気ガス税について考えております。

あと、ガソリン税の問題につきましては、ただいまもほかから御意見もございましたが、道路交通の現状から申しまして、ぜひ市町村に道路目的の意味を含めた財源を付与していただきたい。ガソリン税のごときは最も適当なものであらう。アメリカあたりには、すでに都市にガソリン税の還元は行なわれておるのでございます。そのほか、電気ガス税に限らず、たとえば発電所の固定資産税等、いろいろな非課税あるいは減免規定がございますが、これらはひとつ根本的にこの際

整理をして、安定をした財源を都市に与えるべきではなからうか、こういうふうな考えております。時間がございますので、以上こくあらましをお尋ねによりまして申し上げた次第でございます。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○田川委員長代理 以上で、各参考人からの意見の開陳は終わりました。

○田川委員長代理 質疑の通告がありますので、順次これを許します。華山親義君。

○華山委員 いろいろ教えていただきましてありがとうございます。華山親義君。

小西さんにお伺いをいたします。私、非常におそれておりますことは、このたび住民税が減税になりました。補てんをされるわけでありますけれども、補てんでございまして、自治省当局のお話を承りまして、自然増収あるいは交付税の自然増、そういうふうなこと、その他によりまして、減税を吸収していくことができるだろうということを言われるわけでございます。それはそれといたしまして、こういうふうなことで補てんということになりますと、五年間は行政水準が現在のままであるということでございます。そして一面におきまして、他の税の伸長の早いところは、都市等におきましては、ぐんぐん伸びていきます。小農村、そういうところは五年間ストップ、他のところは伸びる。そこに地方格差が出るのではないかと、これを私は心配しておるわけでございます。それでおそらく私は農村はそういうことではがまんしないだろうと思っております。そういったと、この行政水準

を上げるためにいろいろな方策をおとりになるのではないか。一つの例を申し上げますと、住民税の減税がなつた。しかし固定資産税におきまして、そういうところは農地が多いのでございまして、農地につきまして、現在とっておられる税率、それは基準ですか、標準ですか、その税率よりも五〇％上げることができるわけでございますが、そのほうを上げて、これを埋めていく、住民税の減税が農地の負担にかかってくる、そういうふうなことがあるのではないだろうか。また税外負担が、苦しくなるといろいろな面であらわれてくるのではないだろうか。それからまたはなはだしいことになりまして、法定外税、これは自治省の御方針では、あまり自治省はこういうことをチェックする方針ではないというお話でございますが、法定外税をつくっていく。かつてありましたように、果樹に税金をかけたしたり、家畜に税金をかけたしたり、そういうふうなことが出てくるのではあるまいか。農村においては、特に財政におきまして困っております。その困っていることをそういう方面に求めてくるような気がいたしてなりません。

抽象的でございますけれども、これらにつきまして、一般市町村、特に東北等における寒村、小寒村等におけるところの傾向等につきまして、お感じでもお聞かせいただければけっこうだと思ひます。よろしく願ひいたします。

○小西参考人 華山先生の御質問でございますが、私も一部は全くそういうことが案ぜられるかと思ひます。ただ私は実は香川県でございますので、その

他のことはよく存じませんので、香川県の趨勢というもので御承知いただきたいと思ひます。実は香川県では、大体において県が小さいために、万事がもう隣の町村と非常に筒抜けでございます。したがって、いまおっしゃるような面で行政水準が低下をいたしますが、これにつきましては、私も町村会として、常に交付税の配分等にあたりましては改正をすることを願ひいたしております。特に三十九年度以降につきましては、いわゆる傾斜配分の度合いを増してくださるというお話を承っておりますので、それに期待をいたしております。ただ、これはもうざっくりばらんに申し上げまして、従来三十三年、三十四年、三十五年、三十六年、三十七年と順次私どもの行政水準がかなり上がってまいりました。ところが三十八年度は、この減税もございまして、私の町も予算町会で通したばかりでございますけれども、私の町の場合には、三十八年度から九年へはほとんど行政水準を上げるだけの一般財源はございませんとしか考えられぬのでございまして、その点はまことに残念でございます。これは、来たるべき、いま申し上げた交付税の傾斜配分のみにかかっているというところでござい

それからいまお話のございました五〇％増徴等できるじゃないかというところでございますが、現在でも増徴してるところはございまして、香川県の趨勢としては、やはり統合中学校を鉄筋で建てるから三年なり三年上げようとかいうような、一般行政水準のため増税をするんだという考え方の町村

は少ないんじゃないか。特定の事業をあげまして、農業構造改善をやるんだから、これだけの間は上げようじゃないかというような、事業によって上げるのでございまして、これは、事実は上げるかもしれないけれども、ある意味においては住民の納得が得られるんじゃないかというふうな考えです。それから法定外の税等につきましては、香川県はおそらく法定外の税の最も少ない県でございまして、私どもは香川県におきましては、今度の程度であれば、法定外の税が特にふえるということは、香川県としては考えておりません。

○華山委員 ありがとうございます。香川県は農業県といたしましても立地条件がよろしゅうございまして、そういうことだと思ひますが、私、実は東北等の寒冷地帯における状況を心配をいたしております。

それから満川さんによつてお話お聞きいたしましたのでございまして、先ほどお触れになりましたから、私深くお聞きいたしますが、いろいろな点におきまして、農地の課税につきま

て根本的なことを検討しなければいけないと思ひます。ただこのたびの原案につきまして、私が直感的におかしいと思ひますことは、先ほど申されましたが、採草放牧地は二割を限度といたしまして税が上がるということでございます。農地法等におきましても、田畑と採草放牧地というものは、一緒の、同じような取り扱いをいたしております。やはり農業用地として、二つの大きな要素として取り扱っているわけでございます。それでこのたび農業用地としてカッコしまして、特に(田

又は畑」と書いてありますから、採草地、放牧地は入りません。採草地、放牧地におけるところの税というものは、しかく大きいものではないかと存じますけれども、北海道、青森県等の大放牧地のことになりまして、私は相当のやほりまともったものになるのではないかと。それで現在の農業のあり方といたしまして批判のことは別として、そういうふうな方向におきまして、額の問題は別といたしまして、観念上一般の田畑などと別個の扱いを採草地、放牧地にするというところは、私ははなはだ、初めにどうしたんだらうかという観念を抱きました。この点につきましてお話を伺いたいと存じます。

それから、私見ているのでございますけれども、リンゴ畑とは申しますけれども、相当宅地に類するところにリンゴを植えている。そういうふうな面におきまして、私は農業用地というものは、この土地の種目というものと別個な考え方ではなくてはならないのではないかと、こんなふうにも考えるわけでございます。土地台帳の種目というものでございまして、この税をきめていく、私はそこに矛盾があるのではないかと、私のでございますが、このままで参りますと、少なくともかりに原案が通った場合には、さっそく採草地、放牧地は二割以内は上がるということに相なります。その点につきましてお考えを伺いたいと思います。

○満川参考人 お答えいたします。

私どももいたしまして、新しい農業政策上選択の拡大という部門は、特に果樹とか畜産とか野菜とかでございます。

ます。そういう農業を発展させるためには、できるだけ土地負担というものを軽減しなければならぬ、こういうふうに基本的な考えです。したがって、例、経過措置ができましたけれども、先ほど申しましたように、採草地放牧地というものが田畑から除かれて、現状の線で税額が押えられないということになりますれば、できるだけ私どももいたしまして、採草地放牧地につきましても、田畑並みにしていただき、こういうような考えを持っております。

それから、ただいま先生がリンゴ畑につきまして申されましたけれども、やはり農家の宅地の問題でございますが、御承知のように、宅地というものを農家はたくさん持っております。しかし実際農業をつくったり何かしまして、そこで農業をやっているという宅地もあります。現状からいいますと、農地であるけれども、種目上は宅地、こういう点も農業者は、私もいろいろ会議なんかでも問題にいたしまして、宅地なんかもそういう観点から値上がりしないように希望しているわけでございます。それを含めまして、やはり果樹園なんかもそれに關連して実際の現況をよくとらえて、これは徴税事務に關連すると思ひますが、そういう点も十分に御留意してやっていただきたい、こういう希望を持っております。

○華山委員 いろいろほかの方もお尋ねになることが多いと思いますので、私は気のつきまじいことをお聞きいたしましたのでございます。ただ先ほど徴税のやり方でおっしゃいましたけれども

も、法律できめてありますと、今日自治省のほうに御質問する機会がございせんが、徴税のやり方で手かげんをしていくということはむずかしいのじゃないか、こういうふうな考える次第でございます。

ありがとうございました。

○田川委員長代理 川村経義君。

○川村委員 お三人の方、まことに御苦勞さんでございました。二、三お聞かせをいただきたいと思ひます。いろいろ貴重な御意見をいただきましたが、この際大事な審議の過程でございますから、具体的な問題で聞きをしておきたいと思ひます。

第一には、森市長から話がございました点でございますが、不交付団体の問題についても何か手を打つべきじゃないかという御意見があったと思ひます。そこでまず事務局のほうに、ちょっと聞いておきたいと思ひます。ことしはただし書き方式を本文方式に近づけるために、一歩進めて、扶養控除を所得控除にした、青色、白色の税額の控除を法定したということになっておりますが、来年はおそらく超過課税についての地ならしということが行なわれ標準税率を設定する、こういう構想であったと思うのですが、現在ただし書き方式をとっているところ、それから本文方式をとっているところ、

○細野政府委員 数はわずかでございすが、現実でございます。

○川村委員 不交付団体の中でもただし書きをとっているところもある、あるいは本文方式をとっているところもある。それはもちろん大多数だろうと思う。本文方式の中でも標準税率によっているところ、あるいは超過税率によっているところ、これもある。そのうなると、いまの不交付団体でただし書きをとっているところは、ことしはその財源補てんの対象にならないのか、超過税率をとっている不交付団体は来年財源補てんの起債を認めるところを範囲に入るかどうか、その辺のところをもうちょっと明らかにしてくれませんか。この前いろいろ御説明は承っているようすけれども……

○細野政府委員 三十八年度におきます不交付団体につきましては、今回の措置に伴う減収補てんの起債は認めない。そのかわり特別交付税によって処置をいたしたい、こういう考えでございます。

○川村委員 そうしますと、先ほどの森市長の御心配はやや緩和するということになるわけですね。それが一つであります。

それからいま一つ聞いておきたいと思ひますことは、これは小西さんでも森さんでも、あるいはお二方からでもよろしゅうございまして、お話を承りたいと思ひますが、今度の住民負担の軽減に伴って、財源の補てんはある程度、ああいう形ではありますけれども、そのことになっております。ところが私が心配するのは、今日まででもただし書き採用市町村において、特に住民の税外負担というものが非常に多い傾向を示しております。ところがこのよう

な、せっかく住民税の負担軽減、不均衡是正ということがなされますけれども、今日のこのやり方で来年、再来年といったら、なおさらそういう地方団体に住民の税外負担というものがおっかぶさっていくのではないかと、そういう心配がしております。この税外負担については、自治省当局もいぶん努力をしてくれておりますけれども、私たちの見るところ、一向実効があがっておりません。近年特に大きな負担がやはり次から次に出てきている。近ごろは高校急増に伴った税外負担が非常に多いようでありまして、小学校あたりでは、特に学校教育で申しまして、プール建設等ですぐいぶん負担がかかっておる。そこで今後私たちがぜひ税外負担を軽くしていこうと考えても、それはほとんど実効があがらないで、かえってこういうような措置によって税外負担の増高を来たすのではないかと、このことを心配いたします。その御見解はいかがでございますか。もしもそういう心配があるとなると、何とかしてこれを解消するためには、別途やはり財源措置というものを考えなければならぬ。それはどういふような措置を考えたらよろしゅうございませうか、御見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○森参考人 ただいまの税外負担の問題のお尋ねでございますが、これは私も非常に心配をしております。これは私も、しかし住民税の課税方式の統一あるいは税率の統一ということは、そういう心配がありまして、断行しなければならぬ問題だというふうな考えをわけでございます。それによって生ずるところの補給し切れぬ財政欠陥等につきましては、住民の税外負担の方

向へ行くおそれが必ずしもなしとしな
いわけでありますが、いま一般に言わ
れております都市の税外負担の問題
は、これは私は上のほうから正さな
いと直らないという気がいたします。そ
れはただいま学校の例が出ましたが、
国が国立の高等あたりの負担を府県に
おかけになる、府県はやむを得ず府県
立高等学校の負担を市町村にかけ、
市町村はそれはまあ市税から払います
から、そのほかの事業が圧迫をされて
税外負担をかける、こういうふうな結
果になっておはいませんか。したがっ
てそういうふうな国と府県と市町村と
の負担区分の是正ということ、これは
自治省に非常に強く御指導いただい
ておりますけれども、お話しのように国
のほうが大體改定しておらないので
から、それが押せ押されて下ましてく
るのが現況であります。この点むし
ろ私は政府にお願ひしたいというふう
に思うわけでございます。プールなど
のようなのは、やや趣を異にいたし
ます。たとえば中学校のプールの場
合は、水泳はある意味では教科課程に
入っておりますけれども、都市がつ
くってまいります小学校あたりの問題
になってまいりますと、財政の余裕が
あったときにつくろうと云っておるの
を、P.T.Aあたりの競争になりまし
て、もうその財政計画は狂わしてもつ
くってこれというふうな場合が、御承
知のようにたくさんございますので、
こういうふうなほんとうの義務づけら
れた施設以外のものを、年度を繰り上
げてつくっていいこうという場合には、
これは必ずしも言わねばならないところ
の税外負担ではなからう、こういうふう
に思ひます。問題になるべき税外負担

というのは、たとえば国道の負担が府
県にかかるのか、府県道の負担が市町
村にかかるのかというふうな、義務的な
支出の負担が、負担区分を無視して課
せられるという点でありまして、これ
はむしろもとから正していかなければ
ならないのじゃないか。しかしこれ
もなかなかむずかしいことでございま
すので、そうした場合の財源措置とし
ては、先ほどから繰り返して申し上げ
ますように、電気ガス税であるとか、
あるいは大規模換却資産税とか、そう
いうような都市の発展に伴ってわれわ
れの最もあてにしておるようなもの
を、どんどん削減をしていられるよう
なことはやめていただきたい、こうい
うことであります。

○小西参考人 私ちょっと土木のこと
だけ申し上げたいと思ひます。実は私
の町も、中小河川とか、かなりの県道
とか持っております。これはお取りに
ならぬ県もあるようですけれども、県
費支弁の河川なり県費支弁の道路あた
りでも、みんなやはり七割とかあるい
は一〇%とか負担金を取られておる。
そういうような問題がございまして、
で、これらは何とかお考えをいただ
いて、そういうものの負担をはずして
いただくことで、先ほど御心配のよう
な税外負担が大きくならぬようにぜひ
もしていただきたいというふうな考
えておるわけでございます。

それからこのたびの地方税法の改正
について、特にふえるというふうな
考えておりません。仕事を縮める以外
にないのじゃないかというふうな考
えて、そのために取るということは住
民が納得いたしません。おっしゃると
おりそれは住民負担軽減になりません
から、それはとても住民が納得しない
し、議会もそういう場合は議決しない
と思ひます。そういうことにはならぬ
と思ひております。

○川村委員 小西参考人のお立場で
いうことを申し上げたいと、たい
へん私ももううれしく思うわけであ
ります。やとすると、町長さんの中
には、そういう負担を住民にぶっか
けてというふうなおそれなしとしない
ところもあるようでございます。た
いへんおこがましいことでございま
すが、全国町村長会あたりで、十分御
心を持っていただくことを願ひした
いと思ひます。森市長がおつ
しゃったように、これはやはり一つの
財政のあり方として、国と県の間
には県と市町村の間の財政の秩序を
正しくするということ、今日の地方
財政を考へる場合の一番大きな課
題であらうと私も考へております。ど
うぞこの後とも皆様方の御鞭撻を
願ひしたと思ひます。それと、そ
ういう欠陥が出てくるのは、私が
申し上げるまでもございせんが、
国の負担の基本額の問題とか、
補助率の問題とか、いろいろござ
いまして、どうもやはりきちっと
していかないと、地方財政その
ものが乱れていくというこ
とを心配をいたしておるわけ
であります。こういうような軽減
措置が行なわれるときに、それが
余分の住民負担に転嫁されない
ようにぜひ御努力をお願いして
おきたいと思ひます。

それから小西参考人のほうからお話
がございました、今度の住民税の改正
に伴ひまして、国民健康保険税は、も
とのとおり、ただし書きの当時の方
式で徴収をする、こう言われておりま
す。これは町村としては役場の皆さん
方がずいぶん事務的に繁雑になるの
ではないかと心配をいたしておりま
すが、いかがなものでございませう
か。これは役場の事務量あるいは職員
の立場からいたしまして、たいへん
なことではないかと思ひます。ござい
ますけれども、お考えを聞かせていた
だきたいと思ひます。

○小西参考人 私もうたいへんなことだ
と思ひております。これにつきまして
は、これはもうほんの私見でございま
すが、応益税の分の五〇%以外の
五〇%については、これはもう農村
だけの利便を考へれば、所得割の分と
固定資産税割の分の比率を改めること
によって、かえって事務の簡素化が
はかれるのではないかと気が持
っております。これはもう全くの私見
であります。しかしいまのまま永久に
おつしやるという別な課税方式の
ものを使うというのでは、これは全
くはななな徴税費がかかると思
っております。

○川村委員 その点は私たちが一つの
問題として考へておるわけでござい
ますが、時間もございせんから、い
ろいろ小理屈的なことは申し上げな
いといたします。

そこで、その次にお伺ひいたしてお
きますが、この前自治庁のほうから
いただきました固定資産の評価がえ
の事務の進捗状況を見ますと、大
体土地の評価の事務、家屋の評価
の事務、土地の評価の事務等の例
をあげてございまして、土地の
評価については二月に完了する、
家屋の評価事務等は大体三月上旬
から中旬に完了するようにございま
すが、

これは皆さん方の市町村では評価が
えの事務の進捗状況はいかがでござ
いませうか。実は御承知のとおり、
この前の地方税法の一部改正で、
台帳の閲覧期間、納税期日等の一
か月延期がなされておりますけれ
ども、はたして間に合うだろうか、
たいへんなことではないかというこ
とを心配しているわけなんです。こ
れは実は全国の現時点における
進捗状況がわかれば非常にありが
たいのでございまして、これはい
まお聞きしても無理かと思ひま
すが、皆さん方の市町村あるいは
周囲の市町村等でおわかりでござ
いましたら、その進捗状況を少し
お示しいただきたいと思ひます。

○小西参考人 香川県の場合を申し
上げますと、土地の評価が、市町村
におろしましたのが三月初めでござ
いました。しかしそれまでに一筆調
査はずつとやっております。一応の
評価点みないものが出ております。
あとの整理でございまして、私の
町の場合には、いままでおります
人間が、まあ、ほんとうは評価とい
うのは、三人くらいしかおられ
ないでございまして、そこへ約七
名くらい臨時、主として女を入
れていまやっております。一か
月おくれれば私の町では間に
合はせ得る。香川県でも大体は
歩調をそろえておると思ひます。
ただ香川県の場合は、全国で大阪
に次いで面積が狭い、人口の多い
ところでございますので、農地も
五反百姓でございまして、そ
より、一筆の調査はそういう意味
では、非常に楽だということはい
えるかもしれませんが、香川県では
そうでございまして。

○川村委員 家屋のはうもちよっとわかりましたら……

○小西参考人 家屋も大体間に合うと思っております。家屋はそれほど大きな、土地みだいに評価のしかたが変わりませんでしたから、比較的楽な、いままで経験のあるのは、とり方が少し変わった。土地の場合には非常にめんどろでございましてけれども、家屋はそれほどでございせん。熟練しているといえば熟練しておりますので、間に合うと思っております。

○森参考人 島田市におきましては、土地の準備は一切完了いたしております。静岡県下の諸都市も大体うまくいっております。こういうふうには私に見えております。他府県のはうはちょっと私にはわかりません。

○川村委員 実は私たちの地元のほうから、そういう評価の事務的なものについて一、二問い合わせがあるものですからお聞きをされているわけでありましてけれども、全国の実地の状況はよくわかりませんから申し上げたわけでありましてけれども、実は御承知でございまして、十二月二十五日に、今度の新しい評価がえの、固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及びその手続を定めたものが出てくるわけでございます。これに基づいてやられるわけでありましてけれども、これは大体いまままで準備しておられますから、事務的にはそう問題がないと思っておりますけれども、いま一つ、やはり私が問題と思っておりますのは、追っかけて一月二十八日にこの修正が実は出ているわけですね。固定資産評価基準の一部を改正する修正が一月二十八日の官報で告示されております。こういうよ

うにおくられてその評価を指示するなんということはたいへんな問題を起すのじゃないか、こういうことを心配しております。お尋ねしたわけですが、けれども、皆さま方のほうでは御心配がないようであります。この点についてはまた後ほど当局によくお聞きをしたと思っております。

それから、いま一つお聞きしたいと思っておりますのは、電気ガス税のことについて、森市長からいろいろお話がございまして、お話の、電気ガス税の廃止には賛成できない、こういう御意見がございまして、これは皆さん方市長会のほうからまたたびたびわれわれのほうにそういう要請が出ておまして、市長会のもの考え方、お話のとおりよく存じ上げておられるわけでありまして、けれども、午前中に税制調査会の御意見を聞きまして、やはりこの電気ガス税は、一口に申し上げますと、軽減方向をとるべきである、そういう御意見でありました。そこで市長会のほうではどういふような御検討を加えていた

ちらのほうに手を触れないで、おいて、そうしてただ一律に％下げる、こういうような行き方が問題ではないか。非課税の品目を整理する、非課税になつておる産業方面にもやはり少し電気税を出して、そうして反面一般家庭の税金はなるべく軽減をしてやる、こういう方向をとることがいいのではないかと、思うのでございまして、いま一度お考えをひとつ聞かせておいていただきたいと思います。

○森参考人 私もただいまの御質問のたゞたゞ電気ガス税を論ずる場合に、一つはこれが動力課税である、原料課税であるといふところから、軽減ないし廃止を主張する面と、ただいまのお話のように家庭的な消費電力という、大衆課税であるからというふうな軽減を主張する場合と、二つの要素がまじり合つておるといふところにこの問題の根本があるかと思つてございませう。

それで大衆課税の点でございまして、これは電気消費量というものをグラフにとりまして、わが国におきましては一般の日常生活に伴う食料品等のカーブとは違ひまして、所得の多い層へいってずっと消費量が上がつてきておるといふ傾向が見られます。必ずしもこれすべてが家庭用の必須のものとはかりは言えない。ある程度まではそういうことが言えるわけでございます。そこで免税点の問題が問題になるかと思ひますが、地方小都市に参りますと、現在の免税点以上に出ておるといふ家庭は、大衆の家庭ではそう多くはないのであります。大都会の生活は存じませんが、地方都市の場合では、

現在の免税点以上に出ておるといふ家庭消費電力の家庭数というものは、そう多くはございせん。もしそこに心配がございすれば、多少免税点を上げるといふことが考慮されたいと思ひますが、それよりも問題は、まさにたゞいまお尋ねくださいました非課税品目の整理であるとか、そういうような産業用電力というもののついての、もっと合理的な正しい行き方をこの際とていくことが、最も必要であるう、そういう点につきましては、私は全く同意見でございませう。

○川村委員 ありがとうございます。

○田川委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 三参考人から、たいへん貴重な御意見を聞かせていただきましてありがとうございます。

私もこれまで二週間にわたりまして、地方税制の改正問題と、全体委員会あるいは小委員会の中で取組んできたわけでありまして、その中でも、政府のこれまでの施策につきましても、私も私どももかなりの立場からいろいろ指摘をしていたわけですが、それが先ほど来のお話の中で、はっきりと裏づけをしていただいたという面もたくさんあるわけで、したがって、これまでにいろいろ処理をしてきた点を、一そうはっきりとした形にしていかなければならぬし、さらにまたきょうお話のありました点で、まだ十分に詰めてない箇所もございまして、これはまたあす自治大臣においでいただきまして、さらに詰めた議論もいたしたいし、また私どもは私どもの修正案を提出する、こういうふうないろいろな運びにいたしているわけでございます。

て、その上にも非常に参考になる御意見を聞かせいただきましたことに感謝を申し上げます。

いままでいろいろお話がありましたので、これ以上お尋ねをする必要もないと思つたのですが、ただ、二点だけ簡単な点でお伺いしておきたいと思つたので。都道府県民税の徴収の問題でございまして、これは市町村の立場から非常に徴収費が足りない。都道府県が当然徴収しなければいけないものを市町村にかぶせてしまつて、しかも十分にそのための費用をよこしていない、こういうふうな御批判がずいぶんあるわけですが、これを自治省のほうに聞きましたら、いやそれだけに当たる分くらいはきちんとしてやるのだ、こういうふうなことであります。先ほど小西さんの御意見の中にもございまして、ひとつ小西さん、さらに森さんのほうから、市町村の側としてこの問題をどういふふうにお考えになつていらつしやいますか、この点ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○小西参考人 安井先生のお話でございまして、特にこのことを申し上げたいと思ひます。これは税務局長さんにしかられるかもしれませんが、実は香川県の全部の町村が納税組合に、私の町でも納税組合に九七、八％も入っております。なぜそんなに入っておるかといふと、納期内完納すれば納税組合に約五％出しております。このために九〇何％も入っております。五％出すならそれだけ税金を下げたほうがよいといふのが当然の理屈だと思ひますけれども、しかしこういう習慣がございませう。

それを出さざるを得ない。一緒に持つてくるのですから、同じ令書の中に書かれていて、それをやはり都道府県民税の分にも五割出してやるということをお考えいただければ、自治省のお考への都道府県民税の徴収費はとも足らぬだろうというところは、お察し願えるのではなからうかと思ひます。

○森参考人 都道府県民税の徴収の問題は、徴収費用という点も確かに御質問のようであらうかと思ひますが、私はむしろ税金の性格の点に私どもが非常にこれを返上したいと考えておる点がございいます。それは私は都道府県民税というのは非常に妙な性格の税金だと思ひます。かつてシャープ勧告がありましたときに、住民税は市町村の税源にするということで、三段階の区分をいたしたことがございいますが、それがいつの間にか乱れてしまひまして、府県民税が創設されたというようなことは、これは府県というはおそらく補完行政の段階だろうと思ひます。住民税というものはやはりどこまでも市町村の税金にしていくべきではなからうかと思ひます。たとえは私のところでも数年前にそれまでただし書き方式、超過税率をとっておりましたのを、一挙に本文方式、超過税率に切りかえたことがございいます。市はそのときに一千万近かったと思ひます。減収を覚悟いたしましてこれを断行したわけですが、ところが、とたんにその年に県民税が増税になったわけ、住民はそのとき、市がやっておりますから切符もくっついてまいりますから、住民から考えますと、県民税の意味や市民税の意味というのは、そうすべの家庭が知っておるわけではござい

ませんので、せっかく私どもが泣き涙で減税を住民のためにやりました。ところが県民税が増徴になりましたために、何か増税せられたというやうな感じを受けまして、住民に対する市の政策がまことに意味が不徹底、こういうふうな同じ性格のものを、市町村と府県がとっておること自身に私は矛盾があるのではないかという気が強くなりました。現在としては徴収費の問題もございいますが、私ども市長会としてはこれはひとつ県でとっていただきたい、こういうことを申しておるわけですが、ただ県のほうでも徴収費がだいぶおかりになるので未解決でございしますが、筋から申しますと私どもはそう考えております。

○安井委員 その点は確かに市町村長さんのせいかくの御努力が、住民からそのとおりとれないというやうな問題もありまして、確かにこれは今後とも一そう考えていかなければならない問題点だと思ひます。

もう一つ伺いたいのは、公団の住宅に対する固定資産税の問題ですが、自治省の行政指導で、公団住宅に対する固定資産税は軽減しない、こういうことになっておるわけですが、これまで固定資産税は軽減しない、こういうことでは、新築の場合については確かに軽減措置が法律の中でとられる、こういう仕組みになりました。しかし、すでにあるものについては、やはり従来の行政指導でいくという形のものであります。その際において、各市町村の場合には、その立場からすると、公団に住んでいる人はきちんとしていたならば、うちに住んでいる。そちらのほうの税金はまけてやらなければいけません。

しかし一般の貧弱な住宅に住んでいる人には、減税措置をやりなさいという指導は、自治省は市町村の条例をきめる場合に何もしていない。だから公団のものだけきめて、自治省の指導どおりやれば一般の住民の不平を買ひ、そうかといって自治省はやれと言ひし、やらなければ公団の家賃が上がる、こういうやうなことで市町村長さんの立場や市町村議会の立場でいろいろ苦しんでおられるというやうな話も伺うわけではございしますが、この点いかがでしょうか。

○小西参考人 私の町は非常に小さいのでございしますけれども、ほんとうの公団はございしません。しかし税務署とか警察とか電報電話局とか、そういうものはたくさんございします。それらはもちろん公営住宅とともに全部税金をとってございします。それは議会でも問題になります。私宛に、それじゃみなさんの住宅をみな町へ寄付したさい、町へ住宅をみんな寄付したら、町はそれを受け取らないわけにいかぬだろう、固定資産税が高いからみな寄付しますと言われたら取らぬわけにいかぬだろう、家賃をきめるときに適當な家賃をきめなさい、そういう冗談を言うのでございしますけれども、そういう議論が出ることはつけ加えたいと思ひます。

○森参考人 私どもも公団住宅はございしませんので、ただこれは住宅政策としておやりになることであらうと思ひますので、ちょっと私の見解がまゝとまりませんので申し上げられませ

○安井委員 ちょうど公団をお持ちにならない方ばかりでございしますので、それじゃこの点別な機会に残すことにいたしまして、最後にもう一つ満川さんにお伺いをいたしたのであります。が、先ほど来たどなたかの御意見の中に、固定資産税も今度の新評価方式による固定資産評価がえの問題が重大な関心事だということをお話をされたわけですが、またどちらも共通の点は三年間の暫定措置の間はまあ一応納得ができるが、しかしその中でも部分的には先ほど満川さんも指摘されましたように、牧野とか果樹園等が農地と同じやうな措置にされないというやうな問題点もございします、農地は据え置きでも宅地ならば三年間に二割上げなければならぬという、こういう筋も通らぬ、こういうやうな問題点もございしますけれども、とりあえずの調整措置としては一応は胸をなでおろした形だが、三年後は一体どうなるのだという不安をどなたも口をそろえて申されたわけですが、特に農政の立場ではこの問題に対して一番関心が深いということが、満川さんのお話の中に伺ったわけですが、ございしますが、私どもこの点午前中も税制調査会の松隈さんにも強くお願いもしました、それからあしたの最後の段階にも自治省の、自治大臣に対して一番大事な問題として御意見を承っておかなければならない点だと思ひます。

○満川参考人 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、農地に関する国税、地方税を含めて農業者は非常に重大な関心を持っておりまして、政府といたしまして責任ある御検討をいただきたいと申し上げたのですが、私どももいたしまして、農地に關する諸税制につきまして今後で

きただけ検討いたしまして、具体的な御要望を申し上げようと思ひておりますが、たとえば固定資産税につきましては、先ほど申し上げましたように諸外国の例もございしますので、農業政策上からも特別な大幅軽減とか、あるいはむしろ思い切つて免税にしてしまふというやうなかつこの御研究の上の御結論がなければならぬと思ひます。たとえば相続税の問題なんかもあります。現在評価いたしますと、特に都市近郊などでは数千万円あるいは一億をこえるやうな財産になる。しかしこれを相続した場合は、やはり農業収益から払うということになるととても余力がありません。むしろ相続を受け

た田畑をどこかに売つて、その金で、つまり農業経営を縮小して相続しなければならぬというこにもなりま

す。あるいは不動産取得税とか譲渡税とかいろいろございします。そういう点につきましても根本的に、農業政策上これからますます農業の土地を拡大し

定資産税に対して、こうしなければいけないというやうな何か具体的な提案といひますか、提案までいかなくても、一つの構想といひますか、そういうものをお持ち合わせでございした

らひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

て、近代農業経営をしろというよう
な御方針も政府にございませうが、そ
ういふ農業近代化の線ともからみ合っ
て、できるだけ農民に対する負担を軽
減して、資本を充実して近代農業に
持っていく必要があるのじゃないかと
いうことでいろいろ御検討をお願いす
ると同時に、私どももできるだけ詰
めてお願い申し上げたいと思つておるわ
けです。そういうことをやるにいたし
まして、何かその辺の問題を、税制
からあるいは農業政策上からもはっ
きりと国として御検討いただくことが
必要じゃないか、こういうふうに考え
まして申し上げた次第でございませう。
よろしくお願いいたします。

○田川委員長代理 村山達雄君。

○村山(達)委員 たいはいは三参考人
の方から、それぞれのお立場で非常に
実感のこもった御所見を承りました。
まことにありがたうございました。私
は一つだけ、固定資産税の今度の調整
が暫定措置でありますので、利害関係
のある固定資産の所有者が、将来の調
整について非常な不安感を持っておる
ように思われますので、その点につい
て三人の参考人の方に少しお聞きいた
しておきたいと思ひます。

最初に、今度の固定資産税の新評価
制度は、言うまでもなく従来各種の固
定資産の間における評価のばなはだし
い不均衡、あるいは同一資産でありま
しても地域による非常な不均衡、それ
が形式的に税率が一・四というふう
になつておつても、実質的に非常に不
公平である、これは何とかして直さな
ければならぬというのがこの問題の起
こった発端でございまして、三十四年
に固定資産の評価制度調査会が設けら

れましてからほぼ五年の歳月を費やし
てこまできたわけでございませう。し
かし今度評価いたしてみますとかなり
の激変があるわけでございまして、な
るほど理屈の上では、そのことは従来
の負担が不均衡であるということが是
認されたとしても、直ちにこの新評価
によつて負担関係を動かすということ
は、また別の意味で激変を来すこと
がある。これは税の執行上やはり考慮
しなければならぬ。その意味で、今度
の激変緩和の調整措置がとられたと存
ずるのでございませう。

そこで、まず満川参考人にちよつと
お尋ねしたいと思つてございませう
が、われわれが小委員会によつて明ら
かにしたところによりますと、農地の
新評価は平均で全国で大体三割程度の
上がりである、全体の固定資産の上
がり方はやはり加重平均でいへば約七割
五分というところが明らかになっており
ます。片や、今度の評価制度は、これ
によつて固定資産税全体の負担の増加
を求めるのではなくて、あくまでも均
衡を求めるものである、したがつて総
額としては増税は行なわれないのだ、こ
ういふ線が明らかになつておるわけ
でございませう。したがつて今度の措
置は、なるほど農地につきましては従
来の税額据え置きということが言われ
ております。三年後または経過措置で
調整するということになりますか、あ
るいは一挙に新評価によつて新しい負
担を求めることになりませうか、この辺
は今後の研究問題だと思ひますけれど
も、かりに新評価制度で負担の調整を
一挙にやるとした場合には、全体の上
がりが七割六分で農地としては三割で
ございませうから、総体では増税する意

思はないわけでございますから、した
がつて、もし新評価に完全に三年後に
切りかえた場合においては、農地はむ
しろ負担としては減税になるのだ、い
まの負担よりも総体として下がつてく
るのだということが農民の各層あるい
は農業団体の各機関において認識され
ておるかどうか。これは明らかにそう
なると思つてありまして、いろいろ
な調整措置が考えられますけれども、
負担関係だけを見ますれば、暫定措置
を講ずるよりもむしろ根本的に新評価
に移つたほうが、これは調整のやり方
との関係によりませうが、農地に関する
限り負担の軽減になると考えられ
るわけでありませうが、農家の一般の
方々あるいは農業機関の方々にその点
がどの程度認識されておるか、まずそ
の点をお伺いしたいのであります。

○満川参考人 お答え申し上げます。

固定資産税につきましての私のもの
考えといたしましては、三カ年の経過
措置で現状と変わらないということに
つきましては非常に感謝しておるわけ
であります。先ほど申しましたよう
に、今度の評価制度が売買実例価額で
やるといふところに――農地の価格と
いうものは収益還元価格によるのが正
しいという観点に立つておりまして、
売買実例価額でやるとは非常に例が
少のうございませう、そういう点で農
民に納得のいかない点があります。そ
ういふ点で今度は一応新しい評価で行
なわれて三年後にそれが効果を持つよ
うになるわけでありまして、そういう
点を考えますと、今度の評価をするも
のを実際にお使いになるのは四十二年
からだと思ひますが、その前に先ほど
申しましたように、あらゆるものに関

連する諸税制の根本的な検討をして、
農業者の納得のいくような制度の御確
立が願いたいということが基本になつ
ておるわけでありませう。実際に下がる
のだから場合によつてはいいいやない
かという御意見もありました
が、先ほど申しましたような観点か
ら、農地制度の諸税制の再検討を希望
するといふ態度でございませう。

○村山(達)委員 もちろんその評価の
しかたそのものについて、収益還元方
式によるか、売買価格によるかという
問題自身一つの問題でありませう。

それから根本的に農村における国税、
地方税を通ずる税制というものを、農
村振興の立場から今後どういふふう
に持っていくかという問題も一つの問題
でありませう。私もどがお聞きして
おるのはそれではなくて、それとは別
に、負担関係だけを言つておるわけであ
ります。新評価の実施に伴つて農家の
負担は、根本的に切りかえれば減るこ
とはあつても現状よりふえるはずはな
いのだ、これは新評価制度切りかえに
よる負担関係の移行の関係でありま
す。今後宅地が三年間にどういふ上
がり方をするか、農地はどういふ上
がりのものを将来繰り込むことによつてど
うなるかという問題はもちろんなわ
かりませう。そのことを言つておるわけ
であります。私があくまでも問うて
おりますのは、かりに新評価制度に一
挙に切りかえた場合には、農地はどう
考へてみて現在よりも総負担におい
て安くなるはずだということが十分認
識されておるかどうかという点です。
事柄の是非ではありませう。そういう
負担関係がむしろ減る傾向にあるの

だ、減らねばならぬはずだということ
が認識されておるかどうか。これはも
ちろん個々の農地によつて違ひますけ
れども、農地全体としてはそうなる筋
合ひではないかということが認識され
ておるかどうかということをお伺いし
ておるわけでありませう。

○満川参考人 私どももいたしまして
は、新しい評価が行なわれて、現行の
税率で行なわれる場合には農地に対
しての固定資産税は上がる、こういう
ふうにお聞きしております。

○村山(達)委員 現行の負担額の範囲
内でやつた場合にはの話でございま
して、そこには一つのかんぬきがかつ
ておるわけでありませう。固定資産税全
体としては、新評価制度は増税を求め
るものではないのだというかんぬきが
かかつておりますから、もし総体の評
価が上がるといふこととなりますれば、
その調整方法は税率でやるといふこと
も考えられませう。まあ税率だと考
えてもよろしいと思ひますが、極端に
いいますと評価が全体で一・七六倍上
がればいまの税率の百分の一・四を
一・七六で割れば、調整後の税率が出
てくるわけでありませう。農地の上が
り方は、明らかにしたところによりま
す。約三割くらいでございませうから、七
割六分でもつて割るわけですから、そ
ういふことでずから総負担が下がつて
くるはずではないか。政府がしばしば
言明していることから言いますと、賛
成、不賛成は別でございませうが、農地
はどうしてもこの新評価制度によつて
グループごとに見ますと負担はかえつ
て減るはずだということが認識されて
おるかどうか。これは当然最終調整を
やつたとすればそうなると思ひます

が、その点が新評価制度の将来の切りかえということを非常に不安に思っておられるだけに、そのことがよくわかりになっておるかどうかということを重ねて聞いておるわけでございます。

○満川参考人 おっしゃるとおりでございまして、一年前でございますが、先ほど申しましたように、どうしてもこの新評價でやった場合に農地が上がる、それがどうしても強行されるという場合には、税率の改正というところ

ころにわれわれが願ひしなければなら
ない、そして絶対額が上がらないよう
にお願ひしなければならぬ、こういう
態度を一年前、ちょうど三月五日でし
たか、とったわけでございますが、し
かしいろいろ問題を検討いたしますと、
やはり新評価制度そのものがどう
も農民から見まして問題である。した

が、どうもおかしいから、三十九年度から実施することを見合わせてほしい、その間に先ほど申しましたように、根本的な御検討をいただきたいというふうに持っていたわけでございます。したがって、実際の

負担ということを考えますと、評価が幾ら上がったとしても、やはり税率のほうでずっと下げてくるような御調整をいただけば、その場合にはこれは一応解決つくと思いますが、やはり基本的にはそういう問題が残っておりますので、私の

申し上げたように御検討いただくのがよいのではないか、こういうような縁で申し上げたわけがあります。

○村山(達)委員 私から希望しておきますが、それはもちろんそれぞれのお立場で、別の問題については別の御希

望がありましたように、またそういう検

討も意味があることだと思います。思いますが、かりに新評価制度に切りかわった場合においても、農地全体はやはり負担がふえることはなくて、むしろ総体的に、総ワクは増税するわけではございませんから減る筋合いになる

ということだけを私は、農民の方々によく知っておいてもらいたいということをとを、特にまたその機関にある人は、そういうことを知らせておく必要があるのではないかということだけを、強く希望を申し上げておきます。

その次に小西参考人、森参考人に「ちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、今度の新評価制度は負担の公平を求めるところにあったわけでございます。そこで、皆さんが実感を持ってそれが得ら

れたかどうかという感覚を承りたいの
です。

小西参考人に最初伺いますが、従来
からおそらく同一市町村の中にありま
す宅地なら宅地のバランスは、とれて
おると私は思うのでございます。農地

なら農地のバランスは、それなりにとれているだろうと思うのであります。そこで第一にお伺いしたいのは、そうではなくてほかの地域、たとえばお隣の町村あるいはもう一つ飛んでもよろしゅうございますが、その従来の宅

地なら宅地、それからいまの長尾町なら長尾町の宅地のバランス、あるいは同じように農地のバランスは、全体としてこの前と今度ではどちらが均衡かとれたという感覚を持っておられるか。私は当然とれるはずだと思うので

す。むしろそれは非常に意味のあることだと思えますけれども、これは負担は別問題でございます、負担をどうし

て調整するかということとは、今後の問題でございますが、目的としておる市町村間におけるそれらの権衡が、皆さんの実感を通じましてとれたかどうかかという点をお伺いしたいのでございます。

○小西参考人　これも率直に申し上げまして、香川県は他の都道府県と比べて、まして、明治の地租以来非常に高かったのでございます。それをし

がとれるということを予期し、またある程度均衡がとれたと私は思っております。

それから私の町村なり近隣町村との問題も、水利の便やいろいろな問題がございまして非常に均衡を欠いておつ

たところも、このたび全部は正をされまして、確かにこのたびの新評價は私は非常な意義があったと考えております。

業を、ハイロット地区、一般地区、
やっております。これが御承知のよう
に三反一枚というふうな、ことに本路
もまっすぐになり、農道もちゃんとつ
き、現在四十町歩くらいやっておりま
すけれども、これはまだ実は古い評価

のままで、まだいまやっておる最中でございます。これが三年後といいますが、今度の新評價にどういうふうな――負担は、御承知のように、これに非常な投資をしておるわけですか、これが投資をしたから価値が上

がったのだから、新評価だということ
で、いままでのにそれをプラスしたも
のなんということになったら、これは

もう農業構造改善事業の足を引っばるので、これはよいなことかもしれないけれども、それを非常に心配してゐる、こういうことをつけ加えさせていだきたいと思ひます。

○村山(逓委員) 最後に森参考人に

ちよつとお伺いしたいのです。ちよつど市街地域でございますので、負担関係は別の問題でございます、負担の関係は今後の調整の問題でございますが、新評価そのものとして、たとえば鳥田市における宅地と農地、こういう

ものを見ますと、その評価は従来よりバランスがとれたとお考えですか、あるいは従来のほうがバランスがとれているとお考えになりますか。

○森参考人 私は、今回の評価がえの結果というのは非常によろしいと思います。

ます。特に市役所が持つておりました従来の評価は、非常に時代離れがしてありまして、実情に合っておりませんので、絶えずそれを是正しながら私どもはものを考えていく、こういうことになっておりまじたのですが、今回か

なりの手間と時間をかけましたのですが、これは将来都市行政を考え、あるいは住民生活を考えていく場合に非常に大きな意義のある基礎を与えるものではないだろうか、こういうふうに考える次第でございます。御質問の負担の

点は、これはよほど考えていかなければならぬと思いますが、評価そのものものについて、私は非常に大きな画期的な一つの仕事をやったことになるのではないか、こういうふうに思っております。

○村山(達)委員 いままでの参考人の
お話で明らかになりましたように、評
価そのものは、この新評価制度が求め

ました所期の線が少なくとも相当貫かれておる。ここには従来よりもはるかに進歩しているということが明らかなのでございます。したが、まして我々は、今後の固定資産税の問題というのは、三年後における負担の調整をどう

うするか、ここにかかつて問題がある
ということが明らかになったと思うと
けでございます。その意味で、私の考
望でございますが、政府当局におき
して、この意義ある仕事を十分恒久
に生かすためにはどういう措置を講
ずるかと、ここに

たらないか、むずかしい問題ではございませんしょうが、この画期的な意義の新しい新評価制度を、ぜひとも固定資産税という税の中で現実的に生かす努力を今後——直ちに適切な結論を早く出していただきたい。そうして、できれば早

くそれを知らせてもらって、各関係の方々に納得並びに安心してもらう措置を強く希望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○田川委員長代理 秋山徳雄君。

○秋山委員 一言だけお尋ね申し上げます。

ておきたいと思いますが、小西さんと森さんに御回答いただければ幸いです。思います。

固定資産税の評価がえにつきましては、受ける方々の感じがいろいろな角度になっておると思います。たとえば

売買実例価額ということが打ち出さ
れておりますために、自分の土地に対
しての税金がまず第一に頭に浮かんで
くる。したがって評価額ができるだけ安
いことを望んでいる人が大多数ではな
いか。その反面、たとえば学校建設の

ために明年度は市から買い上げを食う
 だろう、あるいは道路建設のために市
 に持っていくだろうという地域が

1

媛県の一部に甘土料の問題がございます。しかし土地の新評価については、そういうものは含んでおられない。それがあるために私がちょっとおかしいなやうに——これは一般におっしゃれば先生ののおっしゃるとおりだと思いますけれども、私香川の者ですから、ついそればかり頭にあつて、つまり農地として

一、米穀の取引は十二米を合した価格で売買されなければならぬ。それは今度の新評価とは違うんだ、つまり香川県の場合、ほんとうに五反百姓でございまして、農地にそういうものがついている。その点が多少違うことをつけ加えさせていただきます。

なお、それから農地を宅地にする場合なんかは、私ども町なんかで学校とか、あるいは公営住宅というもののた

めに農地を買います。その場合には、農地はたいがい道路に面しているということがございます。農地に面していることがございます。農地の価格というものが、そんなに非常に高い評価をいたしておりませんから、それで宅地になることが予測されるという、事実としてはどうしてもそれでないければまた手に入らない、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○秋山委員 最後に一言。何か聞きよ
うによると非常に意地が悪い質問かも
わかりませんけれども、私はおそらく
そういう問題が起こつてくると思いま
す。たとえば私の近所で宅地なら宅地
が、今度は道路の拡張でもって買い上
げられるというような場合に、市が示
した売買実例価額で買い上げないで、
それより幾ら幾ら上げて買ったという

二五

おかしくなる面が実際においてあると思います。そういう場合に、中にはこれは不都合じゃないか、市の公金をもって買うのに、自分で売買実例価額をきめながら、それよりも高い金で買うとは何ごとだということで、監査要求が出た場合に、私は監査委員が困るのじゃないかと思えます。そういうこともありますので、新評価の場合には非常に心を使って、それをどこから言われても文句のないようにきめていただかなければならないのではないかと思います。そういうことの上に立ってやっていたきたいということでございますから、その点はひとつあしからず御了承いただきたいと思えます。御参考までに申し上げます。

○田川委員長代理 参考人の方々には長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会